

平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

佐賀大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	23
基準6 学習成果	36
基準7 施設・設備及び学生支援	39
基準8 教育の内部質保証システム	45
基準9 財務基盤及び管理運営	49
基準10 教育情報等の公表	55
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

○浅原利正	広島県病院事業管理者
金井雄一	名古屋女子大学教授
○上井喜彦	埼玉大学顧問・名誉教授
川嶋太津夫	大阪大学教授
○下條文武	新潟大学名誉教授
小泉潤二	大阪大学名誉教授
◎小間篤	秋田県立大学理事長・学長
菅原悦子	岩手大学理事・副学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
濱口哲	新潟大学理事・副学長
本家孝一	高知大学副理事
三位正洋	千葉大学名誉教授
宮井清暢	富山大学教授
○柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
○山口宏樹	埼玉大学長
山本泰	東京大学教授
吉栖正生	広島大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

佐賀大学

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

佐賀大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 海洋エネルギー研究センターや低平地沿岸海域研究センター、シンクロトン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター等、特色ある研究センターを有し、それらの先端的な研究成果を大学院教育に活かしている。
- 教員が、自ら評価対象の領域ごとに設定した目標を個人目標申告書として申告し、その達成状況の自己評価に基づいた評価を表彰等のインセンティブ付与等に反映するとともに、教員人事評価実施規程に基づき、昇給や勤勉手当へ反映させている。
- 「入学者選抜の基本方針」において、各選抜方法の目的等が明確に定められているとともに、それに基づいて各学科・課程等が求める能力や資質等についての評価方法が具体的に示されており、受入方針の内容が実際の選抜方法に合致したものとなっている。
- 学士課程において身に付けることが望まれる学習成果を「学士力」や学位授与方針として明確に定め、教育課程の体系性とその実施の順次性が学習成果の体系性と密接に結び付いたものとなっており、そのことを、学位授与方針と教育課程編成・実施の方針とのクロスチェック表を作成することによって分かりやすく表現している。
- 就業力GPに採択された「実践トライアングル型キャリア教育」については、文部科学省からの支援終了後も取組を継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」「コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト」を実施している。
- 大学独自の予約型奨学金制度（かささぎ奨学金）を整備している。
- 「中期目標・中期計画進捗管理システム」「大学情報基礎データベースシステム」「ポートフォリオ学習支援統合システム」等が連携して、体系的かつ網羅的に収集・蓄積しており、各部局の評価担当者、教務担当者はこれらの蓄積されたデータを自己点検・評価等に活用している。
- 平成23年8月から「佐賀大学の取り組み」として特色ある教育研究等の取組成果を積極的に学内から情報収集して大学概要及び大学ウェブサイトでは社会に対して分かりやすく発信している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 女性教員の管理職登用の数値目標を設定し、副学長、学部長等への女性の参画を推進しており、更なる向上が期待される。
- 平成27年度文部科学省COC+に採択され、学生の地元就職率の向上が期待される。
- ラーニング・ポートフォリオを活用したチューターによる学習支援を全学的に導入しているが、学生による入力の一層の向上が期待される。
- 教育に関する内部質保証システムの一環として、教育への取組の検証と改善の支援を目的に、ティーチング・ポートフォリオを導入しており、一層の向上が期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学は、国立大学法人法第1条に示す国立大学の設置目的の使命を果たすため、大学の目的を学則第2条で「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」と定め、各学部・学科（課程）の目的を各学部規則に定めている。

例えば、経済学部では、

「本学部は、経済学・経営学・法律学を柱として社会科学上の知識と教養を授け、経済社会における問題を分析し解決できる人材を育成することを目的とする。」

と定め、経済学科では、

「経済の理論と政策を学び、現代経済社会の構造について、総合的に考え、幅広い視野と専門的知識を持つ人材を育成すること。」

と定めている。

さらに基本理念として大学憲章を宣言し、これに基づき、第2期中期目標期間における当該大学の目指すべき方向性とその方策を示すものとして中長期ビジョン（2008～2015）を策定し、教育、研究、社会貢献の3つの使命やそれらの使命を遂行する体制等の強化の指針を示すとともに、教養教育を人間形成の中心的な役割を担う教育の根幹と位置付け、すべての学生が豊かな教養を体系的に身に付ける教育を目指している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的を大学院学則第2条で「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」とし、同第4条でその修士課程の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」、博士課程の目的を「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定めている。また、各研究科・

専攻の教育研究目的を各研究科規則に定めている。

例えば、経済学研究科では、

「研究科は、経済学及び経営学・法律学の教育・研究によって幅広い視野と豊かな応用力を培い、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。」

と定め、金融・経済政策専攻は、

「国際経済、国民経済、地域経済等の諸問題を経済学・法律学の方法により解明し、実践的課題に対応する人材を養成すること。」

と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は学士課程の目的を実現するために以下の5学部から構成されている。

- ・ 文化教育学部（4課程：学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程）
- ・ 経済学部（3学科：経済学科、経営学科、経済法学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 理工学部（7学科：数理科学科、物理科学科、知能情報システム学科、機能物質化学科、機械システム工学科、電気電子工学科、都市工学科）
- ・ 農学部（3学科：応用生物科学科、生物環境科学科、生命機能科学科）

なお、経済学部は、平成25年度に地域社会における経営人材の養成という学部の目的に基づき、法律に強い専門職業人の養成という今日の社会の変化に対応するために、2課程（経済システム課程、経営・法律課程）から3学科に改組している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教育担当副学長を機構長として、その下に副機構長2人を置く全学教育機構が、教養教育に対して責任を持つ運営組織である。機構長、副機構長、部門長、部会長、高等教育開発室長、情報通信技術活用教育支援室長、各学部等から選出された者各1人等で構成する運営委員会を置き、教員選考や共通教育の編成及び実施等、管理運営に関する重要な事項を審議している。

専任の教員21人及び各学部から併任する教員33人が、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及び個人評価を業務とする人文科学・芸術、社会科学、自然科学等の専門分野別の教員組織である6の部門に配置され、また、教育課程の編成、授業評価等を業務として共通基礎語学、初年次教育等の教育分野別の教育組織である15の部会に同機構の専任、併任の教員を配置している。さらに、事務組織（職員5人）を設け支援体制を確立している。機構長は同機構の専任及び併任の教員から構成する教員会議において同機構の業務に関し意見聴取及び連絡調整を行っている。

同機構は、高等教育開発室と情報通信技術活用教育支援室に専任の教員7人及び併任の教員12人を配置し、国際教育（派遣留学生及び受入留学生の教育）及び高等教育開発（教育に関する研究開発、企画及び支援）並びに教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行っている。部門会議、部会会議、高等教育開発室会議、情報通信技術活用教育支援室会議及び部門長会議、部会長会議において、教育プログラ

ムの内容及び方法等、それぞれの業務に関する事項を協議し、協議内容を機構長が運営委員会に反映させている。

教養教育の実施に当たっては、15の部会の部会長を構成員とする部会長会議において体系的な教育課程を策定するとともに、各部会が体系化した科目区分ごとに開設科目の管理・運営を担当して責任体制の明確化を図っている。開設科目の管理運営は各部会の教員が担当し、専任、併任の教員に加えて、学内の教員から選任され授業を担当する協力教員(232人)が授業を実施している。併任の教員及び協力教員は学内の教員の中から適任者を部門及び部会が選出し、運営委員会の議を経て、併任の教員は学長が発令し、協力教員は機構長が委嘱を行っている。

また、キャンパスが2つ(本庄キャンパスと医学部の鍋島キャンパス)に分かれているため、医学部の学生が基本的な教養教育科目を鍋島キャンパスにおいて受講できるように授業計画を立てて開講しているほか、ICTを活用して本庄キャンパスと鍋島キャンパスで同時に開講する同期型双方向授業やe-learningを活用したネット授業を実施している。さらに、学生の移動の便を図るためキャンパス間を連絡するバスを運行している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は大学院課程の目的を実現するために5研究科から構成されている。

- ・ 教育学研究科(修士課程2専攻:学校教育専攻、教科教育専攻)
- ・ 経済学研究科(修士課程2専攻:金融・経済政策専攻、企業経営専攻)
- ・ 医学系研究科(修士課程2専攻:医科学専攻、看護学専攻、博士課程1専攻:医科学専攻)
- ・ 工学系研究科(博士前期課程8専攻:数理科学専攻、物理科学専攻、知能情報システム学専攻、循環物質化学専攻、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、都市工学専攻、先端融合工学専攻、博士後期課程1専攻:システム創成科学専攻)
- ・ 農学研究科(修士課程1専攻:生物資源科学専攻)

このことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、1つの共同利用・共同研究拠点と5つの学内共同教育研究施設を設置している。

- ・ 学内共同教育研究施設:総合分析実験センター、総合情報基盤センター、低平地沿岸海域研究センター、シンクロトン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター

海洋エネルギー研究センターは共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣から認定されている。

海洋エネルギー研究センター及び各センター(総合分析実験センター、総合情報基盤センター、低平地沿岸海域研究センター、シンクロトン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター)では、先端

的な研究成果を大学院教育に活かすことを目的とし「センター教育プログラム」を提供している。

また、大学設置基準第 39 条に定められた附属施設として、文化教育学部附属学校園、医学部附属病院、農学部附属アグリ創生教育研究センターを設置している。このほか理工学部には、実習工場を設置している。これらの施設においては、学生に対し、学校教育実習、臨床医学実習、農場フィールド科学実習等、教育課程に不可欠な実習教育を実施しているほか、施設の目的に沿って、教育研究に資する取組を行っている。また、医学部附属地域医療科学教育研究センターは臨床教育実習前の医学部学生の教育実施を担っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

国立大学法人法に基づき教育研究評議会を置き、学校教育法第 93 条及び基本規則に基づき、各学部及び研究科に教授会、研究科委員会を置いている。

教育研究評議会では、教育研究に係る中期目標・中期計画や年度計画、重要な規則の制定・改廃、教育課程の編成方針、学生の修学等の支援に関する事項、学生の入学・卒業又は課程の修了・学生の在籍や学位授与に関する方針、自己点検・評価等に関する事項等、大学の教育研究に関する重要事項を毎月 1 回の定例会で審議し、重要な規程の制定、方針等を決定している。

各学部・研究科においては、大学の教授会規則に基づき、各教授会規程、各研究科委員会規程において教授会及び研究科委員会の構成員を定め、学部長・研究科長が毎月 1 回の定例教授会・研究科委員会を開催し、中期計画及び年度計画の進捗、学生の入学、教育課程の編成、卒業又は課程の修了、教員の人事等、各部局の教育活動に係る重要事項について審議している。なお、医学部、理工学部、工学系研究科は、大学の教授会規則に基づいて、代議員会を置き、教授会から付託された事項について審議している。

また、学部及び大学院の学生の教育の適正かつ円滑な実施及び質の向上を図るため、大学教育に関する事項を審議する教育委員会を置き、毎月 1 回程度開催している。同委員会は、教育担当副学長を委員長とし、各学部、工学系研究科及び全学教育機構から選出された教員各 2 人をもって構成し、教育の実施・運営、学部等の連携及び調整、教育の質保証、教育評価、FD 及び教育支援に関する事項を審議している。教育委員会は、教務専門委員会及び質保証専門委員会を設け、各部局意見の集約・調整、必要事項の調査分析、企画立案等、実質的な検討を行っている。また、全学教育機構高等教育開発室は当該大学が実施する教育に係る調査及び企画や、職員の能力開発に関する事項等に関して、教育委員会のシンクタンクの役割を果たしている。教育委員会が審議した事項は、教育研究評議会ですらに審議され、実行に移されている。

各学部・研究科は教育課程の編成や教育方法等の検討組織として、教授会・研究科委員会（又は代議員会・研究科運営委員会）の下に教務委員会やFD委員会等を置いている。各学部・研究科の教務委員会等は月 1 回程度、FD委員会は必要に応じて委員会を開催し、教育委員会と連携して各部局の教育課程・教育方法や教育改善等に係る事項の調査分析、企画立案等の具体的検討を行い、検討結果を教授会・研究科委員会等で審議している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 海洋エネルギー研究センターや低平地沿岸海域研究センター、シンクロトロン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター等、特色ある研究センターを有し、それらの先端的な研究成果を大学院教育に活かしている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は文化教育学部、経済学部、医学部、農学部、工学系研究科及びその他の学内組織に所属している。工学系研究科に属する教員は理工学部の教育を担当している。これらの学部及び研究科においては、講座を設けて、教員はいずれかの講座に所属している。

また、学部・研究科に学部長、研究科長を置いている。その下に学部・研究科において講座主任、専攻長等の責任体制を明確にしている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文化教育学部：専任 98 人（うち教授 63 人）、非常勤 48 人
- ・ 経済学部：専任 42 人（うち教授 20 人）、非常勤 14 人
- ・ 医学部：専任 171 人（うち教授 43 人）、非常勤 81 人
- ・ 理工学部：専任 136 人（うち教授 61 人）、非常勤 13 人
- ・ 農学部：専任 51 人（うち教授 25 人）、非常勤 7 人
- ・ 全学教育機構：専任 20 人（うち教授 5 人）、非常勤 74 人

専任の教授又は准教授が主要授業科目を担当している割合は、相対的に低い文化教育学部でも 88.7%、そのほかの4学部では99.3%となっている。なお、教養教育科目の教育上の責任は各科目を担当する部会が担っており、すべての部会の責任者は専任の教授又は准教授となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 36 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 95 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 21 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 工学系研究科：研究指導教員 133 人（うち教授 71 人）、研究指導補助教員 6 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学系研究科：研究指導教員 89 人（うち教授 83 人）、研究指導補助教員 57 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 93 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 27 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用及び昇任に当たっては、教員人事の方針を定め、教員の選考は、社会人及び外国人の任用について配慮するとともに女性教員の積極的な雇用を図ることとし、原則として公募制により教員選考を行っている。

平成 27 年 5 月 1 日現在、教員構成は、全教員 566 人（附属病院、附属学校を除く。）のうち、外国人教員 16 人（2.8%）、女性教員 91 人（16.1%）となっている。また、教員の年齢構成（附属病院、附属学校、各センター等を除く。）は、30 歳以下は 0.8%、31～40 歳は 24%、41～50 歳は 34.5%、51～60 歳は 33.1%、61 歳以上は 7.7%となっている。

教員の任期制は、佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程に基づき、医学部等に導入しており、全教員 566 人のうち、187 人が任期制となっている。

出産・育児・介護・看病に直面する研究者の教育研究との両立を図るために、男女共同参画推進委員会の下、平成 24 年 4 月に男女共同参画推進室を発足させ、病児・病後児保育室を含む事業所内保育施設を設置するとともに、平成 26 年度において研究補助員雇用制度を 14 人、子が 3 歳に達するまでの育児休業制度を 6 人の教員が利用している。また、平成 24 年 4 月に厚生労働省の次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てにやさしい企業」として認定されている。女性教員の管理職登用の数値目標を設定し、平成 27 年 10 月現在、管理職 66 人のうち、副学長、学部長を含む 7 人が女性教員であり、今後更なる向上が期待される。

また、自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針に基づき、優れた取組を行った部局に対するインセンティブ経費配分や、教員の教育活動に対する「教育功績等表彰」（平成 22～26 年度までにグループ等を含め 35 件）、研究業績や芸術文化活動、社会・国際貢献の業績に対する「優秀科学技術研究賞」（平成 22～26 年度までに 4 人）及び「優秀芸術文化賞、社会文化賞及び学術賞」（平成 22～26 年度までに 5 人）の付与、教員人事評価実施規程による教員活動実績評価の昇給・勤勉手当への反映、年俸制教員給与規程による年俸制の導入、サバティカル研修実施規程（平成 22～26 年度までに 14 人）による研修等が行われている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用については、教員選考規則において大学設置基準で規定する教員資格に準じた選考基準を定めており、各部局は、この基準並びに教員人事の方針を踏まえ、教員選考規程を制定し、大学、学部・学科等の理念・目標・将来構想に沿って、すべての教授の選考において、公募を原則とする選考を行っている。選考に当たっては、教員選考規程等により設置された選考委員会が、履歴、教育実績、研究業績等の書類審査及び面接・模擬授業・講演会等により、教育及び研究上の指導能力を評価・審査しており、平成25～26年度の間に行われた50件の教授選考のうち、36件において面接・模擬授業・講演会等による教育指導能力の評価を行っている。審査結果は、教授会で審議の上、投票によって候補者を選出し、学長が最終決定している。准教授及び助教の選考については、各部局がそれぞれの教員選考規程に基づいて選考している。

大学院課程を担当する教員の資格審査に当たっては、各研究科委員会において、研究指導教員及び授業担当教員の資格審査基準に基づいて、教育研究歴及び教育研究業績等により教育研究上の指導能力を評価・審査し、決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-1② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

大学評価の実施に関する規則、職員の個人評価に関する実施基準及び個人評価実施指針に基づき、個々の教員は毎年度、教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営の領域に関する活動実績報告書、自己点検・評価書に加えて各領域における自己の達成目標と各領域のウェイトを記入する個人目標申告書を部局長に提出し、目標への達成状況を含めて定期的な自己点検・評価がなされている。各部局の評価委員会は、これらを審査・評価し、改善すべき事項等を含めた評価結果を教員個人に通知している。各部局は教員の個人評価結果の集計と総合的分析を行い、部局ごとの「個人評価実施報告書」として大学ウェブサイトで公開している。これらの個人評価の結果は、自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針により、職員個人に対する表彰等のインセンティブ付与等に反映するとともに、教員人事評価実施規程に基づき、昇給や勤勉手当への反映等の人事評価に活用している。また、優秀な若手教員を確保するために、業績評価による年俸制を導入し、平成27年1月1日付けで、15人の年俸制教員を採用している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するのに必要な事務組織として、学務部に教務課(58人)、学生生活課(14人)、入試課(10人)及び就職支援課(5人)を、学術研究協力部に国際課(9人)及び情報図書館課(26人)を、

医学部事務部に学生サービス課（14人）を置き、必要な事務職員を配置している。また、職員人事規程において教室系技術職員（74人）、図書系職員（14人）を教育支援者として位置付け、工学系研究科及び農学部においてそれぞれ技術部を置いている。

TAについては、各教育課程の実験・実習・演習・講義等、授業の特性に応じて、事前の研修等を実施するなど、TAに対する支援体制の下に配置して、教育補助に活用している。平成26年度の実績では、TAの採用数は全学で607人、その実施時間は23,073時間に及んでいる。このようなTAの活用実態については、ティーチング・アシスタント運用要領に、授業科目毎に担当教員が実施報告書を作成し、学部及び学科等の教育組織に提出する旨、定めている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 出産・育児等と教育研究の両立を図るため、男女共同参画推進室を発足させ、病児・病後児保育室を含む事業所内保育施設を設置するとともに、平成26年度において研究補助員雇用制度を14人、子が3歳に達するまでの育児休業制度を6人の教員が利用している。
- 教員が、自ら評価対象の領域ごとに設定した目標を個人目標申告書として申告し、その達成状況の自己評価に基づいた評価を表彰等のインセンティブ付与等に反映するとともに、教員人事評価実施規程に基づき、昇給や勤勉手当へ反映させている。

【更なる向上が期待される点】

- 女性教員の管理職登用の数値目標を設定し、副学長、学部長等への女性の参画を推進しており、更なる向上が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

全学的に統一した様式の下、各学部の学科・課程及び大学院研究科の専攻ごとに、それぞれの教育目的に沿って、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。そこでは、学科・課程及び大学院研究科の専攻の目的とそれに対応した「求める学生像」を定めるとともに、学部の学科・課程では、「教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程で学ぶために必要な能力や適性等および入学志願者に求める高等学校等での学習の取り組み」を加え、入学後の学習内容の例示及び、それを修得するために必要な能力や準備学習等について具体的に明示している。

例えば、理工学部では、

「【1】求める学生像

理工学部は、幅広い教養と科学・技術の専門的な素養を持ち、社会の広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とします。各学科の目的と求める学生像は以下の通りです。

■数理科学科

数理科学科では、数学及び数理科学の領域において、広く社会で活躍できる高度な専門的知識・能力を持つ教育者、技術者、研究者となる人材を育成します。そのために、以下に示すような学生を求めています。

- ① 数学および数理科学の分野の専門知識を修得し、論理的思考力、問題解決能力を身につけることを目指す人
- ② 数学および数理科学の分野で、専門的知識を社会に活用できる教育者、技術者を目指す人

〔数理科学科で学ぶために必要な能力や適性等および入学志願者に求める高等学校での学習の取り組み〕

数学の概念や論理的厳密性を修得するためには、微分積分、線形代数、集合・位相といった数学の基本的な考え方や手法を身につけることが必要です。そのためには、高等学校で履修する数学の基礎的理解と応用力が不可欠です。さらに、自然科学の基本的な概念や原理・法則を理解して科学的な自然観を養っておくことは、学びの視野を広げることに繋がります。そのため、高等学校で学ぶ理科についても教科書レベルの知識を有していることが望まれます。（後略）」と定めている。

さらに、入試方法ごとに、その目的、募集対象者、評価方法等を定め、各選抜方法の位置付け及び意図を「入学者選抜の基本方針」に明確に示すとともに、評価対象と評価方法及び入試方法区分の対応を明示した一覧表により入学志望者に分かりやすく伝えている。

例えば、理工学部では、

「【2】入学者選抜の基本方針

理工学部の教育理念に基づき、教育目的・教育目標・教育方針に沿った人材を育成するために、開放性、客観性、公平性を旨とした多様な入試方法と多面的な評価方法により入学者を受け入れます。

一般入試

入学の機会を広く保障するために、大学受験資格を有する全ての者を対象とした一般入試を行います。一般入試では、「前期日程」と「後期日程」の2つの入試区分により、異なる観点から入学希望者を選考します。

【前期日程】

大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、大学入試センター試験によって、高等学校までの学習到達度を評価します。また、専門科目を理解できる基礎学力を有しているかを判断するために、個別試験によって数学と理科の基礎学力を評価します。

【後期日程】

大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、大学入試センター試験によって、高等学校までの学習到達度を評価します。また、各学科の専門科目と特に関係の深い教科および科目について高い学力を有しているかを判断するために、個別試験によって各学科が指定する科目の学力を評価します。

特別入試

一般入試とは異なる観点により、多様な能力や資質を有し、本学部への志望動機が明確で意欲的な入学希望者を対象に特別入試を行います。特別入試では、「推薦入試Ⅰ」と「帰国子女」の2つの入試区分により、入学希望者を選考します。

【推薦入試Ⅰ】

出願要件を満たし、各高等学校長から推薦されることを前提とします。その上で、大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、調査書、小論文および口頭試問によって評価します。また、専門科目を理解できる基礎学力を有しているかを判断するために、口頭試問によって評価します。さらに、各学科に対する明確な志望動機や入学後の意欲等を有しているかを判断するために、書類審査と面接試験によって評価します。

【帰国子女】

出願要件を満たしていることを前提とします。その上で、大学で学習するために必要な基礎学力として汎用的な学力を有しているかを判断するために、書類審査、小論文および口頭試問によって評価します。また、専門科目を理解できる基礎学力を有しているかを判断するために、口頭試問によって評価します。さらに、各学科に対する明確な志望動機や入学後の意欲等を有しているかを判断するために、書類審査と面接試験によって評価します。(後略)」と定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程及び大学院課程ともに、入学者受入方針の「入学者選抜の基本方針」において、各入試方法の目的、募集対象者、評価方法等を明確に定め、これに基づいて多様な入学者選抜を実施している。

学士課程では、一般入試（前期日程、後期日程）、特別入試（推薦入試Ⅰ、推薦入試Ⅱ、帰国子女、社会人、県推薦入試、AO入試）、私費外国人留学生入試及び3年次編入学（一般選抜、推薦入試、外国人留

学生特別入試)の区分により、入学者選抜を実施しており、大学院修士・博士前期課程では、一般入試、社会人特別入試、推薦による入試、外国人留学生特別入試、現職教員等の入試、秋入学(10月入学)を実施している。また、大学院博士後期課程(工学系研究科)ではこれらに加え、年4回のAO入試を実施している。

「入学者選抜の基本方針」において、「大学で学ぶために必要な基礎学力」と「志望学科等で学ぶための明確な志望動機や入学後の学習意欲」を指標として、これらの能力や資質等を評価する方法を明確にしており、これに沿って選抜方法が各入試区分で用いられている。

また、書類審査、小論文、面接、実技検査等における採点・評価基準を明示し、これらの評価方法を配点化している。特に、特別入試では、入学者受入方針で重視する能力や資質等については配点を大きくした選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施・運営は、入学試験委員会が掌理している。この入学試験委員会は学長が委員長となり、教育・学生担当副学長を副委員長、各学部長、各研究科長、アドミッションセンター長、保健管理センター長、各学部・研究科から選出された教員1人を委員としており、(1)入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項、(2)大学入試センター試験の実施に関する基本的事項、(3)入学試験の運営に関する重要事項を審議している。

入学者選抜方法等の企画・立案については、アドミッションセンターと学部の入試委員で構成する入学者選抜方法等専門委員会において企画案を作成し、入学試験委員会で審議している。

試験問題の作成については、一般入試の個別試験(学力検査)において、全学体制で作題・採点作業を行っており、入試問題の品質維持、チェック機能及び秘匿作業が十分に機能する適切な体制にしている。また、出題関係者と入学者選抜方法等専門委員から構成する個別学力検査等企画専門委員会では、入学者受入方針と出題内容の整合性を図るための検討を行っている。合否判定の資料作成等は、入学試験委員会の下に置かれた各専門委員会が行っている。これらは、非公開とし、全学的な組織体制により処理することで、公正な実施を図っている。

学士課程において入学者選抜を実施する際は、学長を本部長とする入学試験実施本部を設置し、各試験場に試験場本部を置き、学部長を責任者として円滑・公正に実施している。

合否判定は、入学試験委員会の下に置かれた専門委員会が作成した資料に基づき、教授会の議を経て学長が決定している。特別入試(推薦、AO、社会人、留学生入試等)においては、選考と評価に関する手続きを学部単位で明確に定め、公正な手続きに関する明確な説明ができるように公平性の担保に努めている。

大学院課程の入学者選抜の実施については、各研究科において、研究科長を総括責任者とし、各実施責任者や担当委員等を定めた体制により、円滑・公正に実施している。合否判定は、研究科ごとに担当の委員会が作成した資料に基づいて、研究科委員会の議を経て学長が決定している。特別入試については、各研究科で独自に行っている。

入学者選抜の実施に関し、通常運用だけでなく、出題ミス、火災、地震等の不測の事態に備えて、具体的な処理方法を業務処理マニュアルとして定め、運用している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程については、検証を行うための組織として、アドミッションセンター企画委員会の下に入学者選抜方法等専門委員会を置き、選抜方法等の内容及び在り方と改善方策等を検討している。また、アドミッションセンターに配置された大学入試を専門とする教員1人は、入学者選抜方法等専門委員会のメンバーとして、選抜方法や制度の在り方について専門的な立場から分析・検討している。

また、入学者の追跡調査システムを開発し、入学者の学習状況を容易に把握できる仕組みを整えている。これにより、GPA（Grade Point Average）や修得単位数、入試方法別にみる入学者の成績状況等を把握し、入試方法等を改善するための根拠資料としている。

さらに、IR（Institutional Research）室の情報等（教育産業等が公表するオープンデータ、学生の受賞実績や顕著な取組等）も活用して学業成績以外の要素についても分析対象とすることで、入学者受入方針に沿った学生の受入について検討をしている。

検証・分析結果等は、入学者選抜方法等専門委員会あるいは学部の入学試験委員会等の議論に基づき、選抜方法等の改善に活かしている。改善例としては、理工学部の入学者の多くが、英語の得点が低く、さらにばらつきが大きいことから理工学部の前期日程個別試験に英語を導入したことや理工学部後期日程入学者の卒業時成績（通算GPA）と入試成績の関係性を分析したところ、成績が必ずしも高くないことから特定の科目において高い学力を有する者を選抜するため、個別試験を導入したことがある。

さらに、入学者選抜については、全学部の全学科・課程を対象とした学長によるヒアリングが実施され、各学科・課程の現状や課題点等についての意見交換を行い、学部側から各学科・課程における中長期的な入試制度の再構築についての方針を学長に報告している。

なお、大学院課程においては工学系研究科（博士後期課程）及び医学系研究科（修士課程）が、入学者選抜方法に関する検証を通じて入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行い、その結果を入学者選抜の改善に役立っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成25年度に改組された経済学部については、平成25～27年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文化教育学部：1.05倍
- ・ 文化教育学部（3年次編入）：0.94倍
- ・ 経済学部：1.04倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 理工学部：1.04倍
- ・ 理工学部（3年次編入）：0.93倍
- ・ 農学部：1.06倍
- ・ 農学部（3年次編入）：0.78倍

〔修士課程〕

佐賀大学

- ・ 教育学研究科：1.02 倍
- ・ 経済学研究科：0.94 倍
- ・ 医学系研究科：0.80 倍
- ・ 農学研究科：1.08 倍
〔博士前期課程〕
- ・ 工学系研究科：1.10 倍
〔博士後期課程〕
- ・ 工学系研究科：1.10 倍
〔博士課程〕
- ・ 医学系研究科：0.98 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「入学者選抜の基本方針」において、各選抜方法の目的等が明確に定められているとともに、それに基づいて各学科・課程等が求める能力や資質等についての評価方法が具体的に示されており、受入方針の内容が実際の選抜方法に合致したものとなっている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学生が卒業までに修得することが望まれる知識・技能・能力等を体系的に示した学士力の定義、並びに各学部・学科（課程）の教育目的に照らして定めた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、各学科（課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が、（1）教育課程の編成、（2）教育の実施体制、（3）教育・指導の方法、（4）成績の評価にわたって明確に定められている。

また、人間形成の中心的な役割を担う教育の根幹と位置付けている教養教育の全学共通の方針として、教養教育についての教育課程編成・実施の方針が全学教育機構において定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程においては、それぞれの専門分野に関する専門教育と、専門教育によって培われる知識・技術・技能を社会で活用するための汎用的な知識・技術・技能に関する教養教育とを融合して編成しており、学位授与方針と教育課程編成・実施の方針とのクロス表を用いて授業科目の構成を検証し、体系的な教育課程の編成を担保している。

当該大学が定めた学士力の各項目と授業科目との対応表をポートフォリオ学習支援統合システムのラーニング・ポートフォリオに掲載し、学位授与方針に示す学習成果を達成するための体系的履修を示すとともに、カリキュラムマップや科目分類に基づく標準履修モデルを作成し、各教育課程の体系的な学習プロセスを履修の手引等に明示している。また、教養教育においても、その学士力と教養教育課程の関係表に

より学習成果の観点からの体系的履修を示している。さらに、全学的な教育課程の体系的・順次性の強化に向けて、コースナンバーを平成27年度から教養教育科目に導入、全学部においても平成28年度から導入することを決定している。各教育課程によって区分は異なるが、専門教育は4年一貫教育（医学部医学科は6年一貫教育）を原則として、専門基礎科目、専門科目等によって編成し、おおむね、1～2年次には講義・演習・実験・実習を通じて専門分野に関する基本的知識及び分析方法・技術等を総合する能力を養う専門基礎科目を、2～3年次には専門的な講義、演習、実験等を、そして4年次にはそれらに加えて専門に関する研究に主体的に取り組む卒業研究や4年次演習を専門科目として配置している。

また、教養教育は大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目、インターフェース科目の科目区分をもって編成しており、大学入門科目は1年次に、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報リテラシー科目からなる共通基礎科目は1～2年次に、自然科学と技術、文化、現代社会の各分野をもって構成する基本教養科目は1～2年次に、インターフェース科目は2～4年次に配置して、学生が教養教育分野の知識・技術・技能を専門分野の学習とともに順次的・体系的に修得できるようにしている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：学校教育、国際文化、人間環境、健康福祉・スポーツ、美術・工芸、経済学、医学、看護学、理学、工学、農学。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに配慮し、他学部の授業科目を学部が定める上限に応じて卒業要件単位に換算するとともに、他大学との単位互換協定による単位認定や、県内の大学・短期大学（6大学）が加盟する大学コンソーシアムによる単位互換を実施している。また、入学後の学生のニーズに応えるため、学則に基づき、転入学・転学部・転学科（転課程）の制度を各学部が実施するとともに、経済学部及び医学部を除く3学部では、3年次への編入学の制度を設けている。

留学を増やすための取組として、国際交流推進センターにおいて、学生に多様な海外学習機会を提供し、国際的視野、コミュニケーション能力及び異文化適応能力を備えた国際社会で活躍する人材の育成を図ることを目的とした派遣事業を実施している。

学術の発展動向への配慮としては、卒業研究や4年次の演習等の授業において担当教員の研究成果を反映させている。

また、社会的及び職業的自立等の社会からの要請に配慮し、キャリアガイダンス実施方針に従い、学部・学科等の教育の目的に応じて、インターンシップを含むキャリア教育関連の授業科目を開設するとともに、全学部の学生を対象とした「キャリアデザイン」や社会との接続を意識したインターフェース科目を必修科目として開設している。

平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）」に採択された「実践トライアングル型キャリア教育」において、1年次の環境対話科目、2年次の学内実習で地域住民との対話を通じて地域環境、地域社会の理解を進め、その成果を学生の就業力向上に結び付けており、支援期間終了後は地域学外関係機関との連携の推進、教員の授業力及び学生指導力の向上、学内外学習指導体制の円滑化等を進めている。

平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」において、発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共

同開発、連携校が有する療育指導資源を活かして、大学間発達障害支援ネットワークを構築し、地域の療育ニーズに対応するなどの事業を進めている。

平成 25 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト」により、学生参画型の地域創成や環境保全プログラム等において全学教育科目のインターフェース科目を開設している。

平成 27 年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された「さが地方創生人材育成・活用プロジェクト」において、地域を志向する科目の全学必修化と就業力の向上を目指す特別の教育プログラム（副専攻制）及びインターンシップを含む専門キャリア教育の強化による教育改革を実行するとともに、当該大学並びに参加大学の強みを活かした地域ニーズ対応型の戦略的研究や共同事業による雇用の拡大・創出を実現することにより、学生の地元就職率の向上が期待される。

その他、相応の学力があると判断される学部学生については、大学院修士（博士前期）課程の科目等履修生と認め、学士課程教育の一層の充実を図れるよう配慮している。

さらに、全学的に英語能力の強化を目指して、平成 25 年度入学者から、入学時の英語力とその後の推移を測定・評価するために「全学統一英語能力テスト」（TOE I C - I Pテスト）を受験させ、その結果を基に 1 年次後学期に開講する「英語 B」において習熟度別クラスを編成し、初級クラスの学生には e-TOE I C による時間外学習を義務付けている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各学科（課程）は、教養教育及び専門教育において、それぞれの教育目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態を適切に組み合わせている。専門教育の開講科目数は、講義科目が 62~95%（医学部を除く。）と最も多いが、演習や実験・実習等の実践的な授業科目と講義科目が組み合わされて開講されている。また、医学部においては 116 講義科目のうち 76 講義科目に演習や実習を組み合わせている。

学習指導法については、教育の目的・内容に応じて、インターンシップ、ディスカッション、グループワーク、フィールド演習・実習、PBL（問題基盤型学習）、TBL（チーム基盤型学習）等学習指導法の工夫を実施している。

さらに、卒業研究や 4 年次の演習における少人数指導や留学支援英語、日本語（外国人留学生対象）、国際交流実習等の少人数授業、インターネットによるストリーミング配信授業や同期型遠隔授業等の ICT 活用型授業科目、TA を活用した実験・演習やグループワークの支援等、教育内容に応じて効果的な学習がなされるよう工夫している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1 年間の授業期間が定期試験等の期間を含め 35 週確保されている。また、各授業科目の授業が 15 週にわたる期間を単位として行われ、補講日も 1 週間確保するよう学年暦を定めるとともに、休講する場合の手続き及び補講等の実施について定めて、実質的な授業時間が確保されている。なお、医学部においては、基礎的な学習から応用的な学習内容へと積上げていく授業科目配置により学習

効果を高めるために授業時間制を採用し、他学部と同等以上の授業時間を確保している。

履修登録の上限設定(CAP制度)については、学部・学科(課程)の教育課程に応じて一学期に20～23単位程度とし、十分な学習時間の確保に配慮するとともに、GPAが各学部・学科(課程)の定めた一定基準を超える成績優秀者に対してはCAP制度の制限を緩和している。

また、授業時間外の自主学習を促すために、オンラインシラバスに授業の目的・計画と自主学習を促すための課題等を記載している。アクティブ・ラーニングの導入や、毎回ミニテストを行うなど、授業時間外学習時間の向上を図っている科目もある。

授業科目ごとに予習・復習に費やした時間については、学生による授業評価で調査するとともに、ラーニング・ポートフォリオの「学習への取組」項目において授業以外の学習時間を学生に自己点検・評価させ、それらの状況を把握・分析している。平成23年度以降の入学生の授業時間外1日平均学習時間の分析によれば、1.6時間から2.3時間であり、医学部においては、1日平均3時間以上の自習を行う学生が31%と他学部に比べて多い。また、平成23年度入学生について授業時間外1日平均学習時間の推移は、1年次1.7時間、2年次2.0時間、3年次2.4時間、4年次2.9時間となっている。1日3時間以上の自習を行っている学生の割合は、5学部平均で1年次の21%、4年次は44%となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバス作成に関する要項に、全学的に統一した様式によるシラバスをすべての授業科目について作成・公開することを定め、大学ウェブサイト上のオンラインシラバスに掲載することにより、学生が活用できるよう整備している。なお、医学部では同等のシラバスを学習要項に「授業科目の学習指針等」として掲載している。すべての授業科目でシラバスが作成されている。

シラバス(医学部の「授業科目の学習指針等」含む)は、授業内容、授業方法、評価方法等、授業の全体像を学生に示すことを目的とし、シラバス作成の手引に基づき、「講義形式」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「履修上の注意」「授業計画」「成績評価の方法と基準」「開示する試験問題等」「開示方法」「教科書」「参考図書」「オフィスアワー」を記載している。「到達目標」には当該授業で学生に身に付けて欲しい事柄が測定可能な表現で記載され、「授業計画」の「授業以外の学習」欄に自主学習を促す授業外学習の指示や課題等を示して、授業科目の履修や準備学習等を進めるための工夫をしている。さらに、シラバスの点検及び改善に関する要項、シラバス点検表に基づき、各学部等は毎年度、組織的にシラバスの点検を行っている。

学生にシラバス活用方法を周知するため、シラバス説明文(学生用)を大学ウェブサイトを開示し、授業担当教員は第1回目の授業においてシラバスの説明を行っている。また、シラバスに記載された参考文献等の図書は、附属図書館のシラバス掲載参考図書コーナーに開架するとともにオンラインで検索可能となっている。平成26年度の授業評価アンケートによれば、「科目選択におけるシラバスの参考度」について、「全くその通りだと思う」及び「そう思う」の肯定的回答率は約57%、「授業内容はシラバスに沿っている」について、肯定的回答率は約69%となっている。また、平成26年度の在校生を対象とした学生対象調査アンケートにおいても「シラバスは科目選択の参考になりましたか」という質問への回答は、おおむね平均3点(5段階評価)以上であり、「シラバスを利用してどのような情報を得ようと思いましたか」について「授業の内容」という回答率が49～64%となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-4 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生に対する配慮として、農学部では、数学、物理学、生物学、化学からなる専門基礎科目の授業科目を中心に、補習授業を開講するとともに、数学において習熟度別クラス編成を導入している。また、理工学部においても各学科で基礎学力不足の学生に対して補習を実施している。

また、e-learning スタジオでは、LMS（学習管理システム）を活用した「リメディアル数学」等を基礎学力不足の学生に提供している。学習指導においては、チューター（担任）制度に関する実施要項に基づき、チューターによる学力不足の学生を指導する体制を整え、さらに、1、2年次生の学習相談に上級生が応じる学習アドバイザーの制度を整備している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-5 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-6 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の学士課程において卒業までに学生が身に付けることが望まれる学習の成果を体系的・具体的に示すものとして「学士力」を定め、これを各学部・学科（課程）における教育目的に照らして、卒業までに学生が身に付けるべき体系的・具体的学習成果の達成を学位授与方針として定めている。各学科（課程）の学位授与方針は、当該大学の学士力の定めに沿って、「1. 基礎的な知識と技能」「2. 課題発見・解決能力」「3. 個人と社会の持続的な発展を支える力」の範疇ごとに知識・技能等の修得の達成指標として明確に定めており、各教育課程は、定められた学士力と学位授与方針とのクロスチェック表を用いてこれらの体系的・整合性を検証している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-2 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績判定及び基準については、成績判定等に関する規程において、次のように定められている。

「秀を学修到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を上げている。

優を学修到達目標を十分に達成している。

良を学修到達目標を概ね達成している。

可を学修到達目標を最低限達成している。

不可を学修到達目標を達成していない。」

この規程を学生便覧等に掲載し、学部オリエンテーションや学科（課程）ごとの教務ガイダンス等において学生に周知を図っている。また、シラバス作成の手引に従って、オンラインシラバスに各科目の成績

評価の方法と基準を明記し、学生に周知を図るとともに、その基準に即して、平素の学習状況、レポート及び試験等を総合的に判断して成績評価、単位認定を行っている。これらの基準に対する周知度に係る授業評価アンケート及び学生対象調査の結果では、肯定的回答は80%程度を示している。

なお、理工学部では、知能情報システム学科、機能物質化学科、機械システム工学科、電気電子工学科の教育プログラムがJABEE（日本技術者教育認定機構）から認定を受けており、その認定に当たっては、成績評価、単位認定等に係る審査を受けている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績判定等に関する規程に基づき成績判定を行い、成績評価の厳格性を担保するための措置として、定期試験における不正行為及び実験等における不正行為に対する成績評価の取扱いを明記して適用している。また、シラバス作成の手引に従い、シラバスに測定可能な科目の到達目標を明記し、それに基づいた成績評価の方法と基準を記載し、これをシラバスの点検及び改善に関する要項及びシラバス点検表に基づき組織的に点検して、成績評価の客観性、厳格性を担保している。さらに、GPA制度を導入し、全授業科目について成績評価（GPA）分布に基づいた図表を作成し、各局部において組織的に成績評価の適切性を検証している。なお、JABEE認定プログラムでは、開講前点検や閉講後点検等を実施し、成績評価の妥当性だけでなく、授業内容についても検証している。

また、自己評価書提出時点においては、成績評価の異議申立てに関する要項に基づき学生は担当教員に申し出て、成績評価の根拠となった答案、レポート等を閲覧できるようにし、さらに、学生が成績評価に異議がある場合に担当教員との協議を前提としていたものを、担当教員との協議を前提とせず教務課に異議を申立てることができるように同要項を見直し、平成28年度の学生便覧等に記載することを教育・学生担当理事の下の教育室会議において平成27年度中に決定している。当該学部の教務委員会等がその申立ての内容等を調査・検討し、教授会の議を経て対応している。同要項において、全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から3か月間保存することとしている。こうした成績評価の異議申立て制度は学生に周知が図られ、学生対象調査によると、68%の学生がその制度を「やや知っている」あるいは「知っている」と回答している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-3④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業要件等の卒業認定の規定は、学則第35条及び各学部規則で定めており、各学部は、学科（課程）ごとに定めた学位授与方針に基づいて卒業認定の審査基準を定め、それを学生便覧等に掲載し、オリエンテーション、学科（課程）ごとのガイダンス等において学生に周知を図っている。平成26年度の卒業認定基準の周知度アンケートの結果は、全体平均で78%となっている。

また、各教育課程は、学位授与方針に沿って学習成果を総合的に判断するための方法を定め、平成23年度入学生の卒業認定から、学士力の項目ごとの単位数の達成状況とGPAによる質の達成状況を確認している。

卒業は、教務委員会等で事前に審査し、教授会の議を経て学長が認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則第 11 条の 2 「教育課程の編成」において「大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする」、同条第 2 項「教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定している。各研究科・専攻は、教育目的に照らして修了生が身に付けるべき具体的学習成果の達成を学位授与方針として定めており、その達成に導くための教育課程編成・実施の方針を科目の配置、研究指導の体制、成績評価について、各研究科・専攻で定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院学則第 11 条の 2 に定める教育課程の編成方針及び各研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学位授与方針に定めた修了生が身に付けるべき具体的学習成果を達成できるように、教育課程を体系的に編成している。各研究科は履修案内や学習要項に、学位授与方針の項目別のカリキュラムマップを掲載し、教育課程の体系性を示している。

各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、関連する分野の基礎的素養を涵養するように、基礎教育科目、専門教育科目、研究科共通科目、特別なコースに係る授業科目等を共通必修科目、コース必修科目、選択あるいは選択必修科目として配置し、各研究科の履修細則別表、履修モデルに示している。さらに、学内開放科目開設要項を準用し、大学院における基礎的素養と幅広い学識及び能力を涵養するための研究科間基礎科目と各研究科の提供する科目からなる研究科間共通科目を開設しており、各研究科は、少なくとも研究科間共通科目 1 科目を選択必修として配置している。

大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：教育学、経済学、医科学、看護学、医学、理学、工学、学術、農学。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各教員は、専門分野における学術の発展動向や研究活動の内容を授業の内容や教材等に反映し、最新の知見に基づいた教育・研究指導に努めている。

また、多様なニーズに配慮した特徴的な教育課程の編成や授業科目として、教育学研究科では、学生の実践的な授業研究力を育成するために実践研究科目として、附属学校等における「実践授業研究」や大学院教育実習としての「教育実践フィールド研究」を開設している。

経済学研究科では、留学生や社会人も多く在学していることから、学生のスタイルに合わせて海外(母国等)と日本の比較等の調査研究を主体としたフィールドワーク科目を配置している。

医学系研究科では、高齢化社会における包括医療のニーズに対応するため、全国でもユニークな取組として医科学専攻の教育課程に「総合ケア科学系コース(修士課程)」及び「総合支援医科学コース(博士課程)」を設置している。また、がん医療に対する地域からの要請に応える「臨床腫瘍医師養成特別コース(博士課程)」及び「がん地域医療系コース(修士課程)」「がん地域診療医師養成特別コース(博士課程)」を設置している。

工学系研究科では、すべての授業を英語により行う「戦略的国際人材育成(SIPOP)プログラム」を平成19年度から開設するとともに、「地球環境科学特別コース」を平成20年度から、その発展型である「環境・エネルギー科学グローバル教育プログラム(PPGA)」を平成25年度から開設している。

農学研究科では高度な農業技術と経営管理能力を有する人材の育成を目的とする実践的な副コース「農業技術経営管理学(農業版MOT)コース」を設置している。さらに、平成25年度からは、センター等の学内共同教育施設の研究成果を反映した「共同利用・共同研究拠点及び学内教育研究施設が大学院課程教育のために提供する教育プログラム(センター教育プログラム)」を開設し、学術の発展動向に配慮している。

そのほか、大学間学術交流協定を締結している諸外国の大学との間で様々な留学制度を実施し、大学院学則第14条に基づいて単位認定するとともに、第23条(2)に基づいて主に留学生・社会人を対象とした秋季入学制度を実施している。また、大学院入学前の既修得単位、社会人入学生等に配慮した長期にわたる教育課程の履修や学生のニーズに対応した他大学院等における研究指導を認定している。

平成21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム(大学院GP)」に採択された「高度な農業技術経営管理者の育成プログラム」において、支援期間終了後も高度な農業技術経営管理者を養成する実践的教育プログラムとして継続している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科は、それぞれが定める教育の目的に照らして、各専攻の特性に応じた講義、演習、実習等の授業科目を開講している。そして、大学院課程の授業科目は、基本的に少人数教育となっており、担当教員は教育内容に応じて対話・演習型等、学習指導法を工夫している。

また、各研究科における教育の内容に応じた特徴的な学習指導法として、医学系研究科では、研究を行うために必要な研究デザイン(課題の抽出・設定、仮説・立証計略の立案、方策・方法の考案、手順・計画設計等)の理論と研究実践の技術等を学ぶ「研究法」及び「研究実習」や「臨床病態学特論」「臨床診断・治療学」において学生の学習・研究目的に応じて27のプログラムから選択履修できる演習・実習授業等を行っている。工学系研究科の「環境・エネルギー科学グローバル教育プログラム(PPGA)」では、日本人学生と外国人学生が共学し、すべての授業科目を英語で行う指導方法を採用している。農学研究科では、副コース「農業技術経営管理学(農業版MOT)教育プログラム」においてディスカッションや韓国での短期国際研修プログラム等を実施し、それらを通して農業経営と地域農業の革新、食と農の新しいビジネスを担う人材を育成する指導法を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教

育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間が定期試験等の期間を含め35週確保されている。また、各授業科目の授業が15週にわたる期間を単位として行われ、補講日も1週間確保するよう学年暦を定めるとともに、休講する場合の手続き及び補講等の実施について定めて、実質的な授業時間が確保されている。

各研究科において、履修モデルやカリキュラムマップに基づき、授業科目の単位修得に係る指導を行っている。また、授業時間外の自主学習を促すために、シラバス作成に関する要項及びシラバス作成の手引に基づき、オンラインシラバスに授業の目的・計画や自主学習を促すための課題等を記載するとともに、シラバスの点検及び改善に関する要項及びシラバス点検表に基づき、組織的にシラバスの点検を行い、準備学習等の指示を確認している。さらに、PBLを導入し授業時間外学習時間の向上を図っている科目もある。

大学院学生の授業時間以外での学習時間については、授業評価アンケートにより授業科目ごとの毎週の予習及び復習の時間として、現況を把握・分析している。平成27年度前学期では、3時間以上は19%、2時間程度は25.4%、1時間程度は35.7%、1時間未満は17.4%、0時間は2.8%となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程と同様、全学的に統一した様式（医学系研究科を除く。）により、すべての授業科目のシラバスをオンラインシラバスに掲載している。シラバス及び医学系研究科の「学習要項」は授業内容、授業方法、評価方法等、授業の全体像を学生に示すことを目的とし、シラバス作成の手引に基づき、「講義形式」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「履修上の注意」「授業計画」「成績評価の方法と基準」「開示する試験問題等」「開示方法」「教科書」「参考図書」「オフィスアワー」を記載している。このうち「到達目標」には当該授業科目で学生に身に付けて欲しい事柄が測定可能な表現で記載され、「授業計画」には自主学習を促す「授業外学習の指示や課題等」を示している。また、学士課程と同様に、シラバスの点検及び改善に関する要項を定め、シラバス点検表に基づき、組織的にシラバスの点検を行い、シラバスの質の向上に努めている。

平成26年度の授業評価アンケートでは、「シラバスは学習する上で役に立っている」及び「授業内容はシラバスに沿っている」という質問に対して、「全くその通りだと思う」「そう思う」を合わせた肯定的回答率は、前者は66%、後者は82%となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院学則第7条及び第12条に教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を定め、経済学研究科、医学系研究科及び農学研究科において、夜間における授業を実施している。経済学研究科では、在職中の社会人学生に配慮して、夜間に実施する授業科目のみで修了に必要な単位を修得できるよう、VI校時（18時から19時30分）、VII校時（19時40分から21時10分）に授業時間割を構成し、指導を行っている。医学系研究科では、「緩和ケア特論」及び「健康スポーツ特論」の授業を夜間又は土曜日午後公開授業として

開講し、社会人学生に配慮した時間割設定を行っている。農学研究科においても、教育方法の特例による授業を14単位まで課程修了に必要な単位数（30単位）に含めることができるよう配慮し、社会人を主対象とする副コース（農業技術経営管理学科コース）のうち、社会人が受講する科目を夜間又は集中講義によって開講するよう配慮している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院学則及び各研究科規則により、研究指導及び学位論文の作成を通して研究能力を培うことを定め、学生ごとに指導教員を置くことを各研究科規則で定めており、博士（博士後期）課程では複数教員による指導体制をとっている。自己評価書提出時点において、修士（博士前期）課程では複数教員による指導体制はとられていなかったが、平成28年度からすべての研究科で同じ体制をとることが教育委員会教務専門委員会で審議了承されている。各研究科・専攻は、履修案内又は学習要項に研究指導計画を記載して具体的な研究指導方法を示し、中間発表会や総合セミナー、学位論文予備審査会等による研究進捗状況の確認と助言指導を実施するとともに、学会及び学会誌での発表促進等によりプレゼンテーション力、コミュニケーション能力、研究能力等を育成している。

また、大学院学生の研究指導の強化を図るため、大学院における研究指導計画に基づく研究指導報告の実施要領を定め、学生ごとに研究指導計画を立て、GPAの確認を含め研究指導実施経過、研究指導の点検・評価に関する報告を実施しており、平成26年度入学生より半期ごとにポートフォリオ学習支援統合システム上で研究指導実施報告を行っている。なお、各研究科は、学位審査において研究指導実施報告書を確認して、適切な計画に基づいた指導がなされたことを担保している。

大学院学生に対する研究倫理に係る指導について、教育学研究科及び医学系研究科では、学生全員にCITI Japanプログラムの受講を義務付けている。

さらに、教育学研究科では、佐賀県教育委員会との連携協力事業の一環として、大学院教育実習を実施している。工学系研究科では、産業技術総合研究所の研究者6人を、博士前期課程では先端融合工学専攻に、博士後期課程ではシステム創成科学専攻先端融合工学コースに客員教員として委嘱している。産業技術総合研究所からの客員教員は、授業を担当するとともに、共同研究等を通じて、学生指導に参画している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院学則第2条に規定する目的「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展

に寄与する」及び各研究科の教育目的に照らして、各研究科は専攻ごとに、修得すべき具体的学習成果の達成を学位授与方針として定め、公表している。

例えば、経済学研究科（修士課程）金融・経済政策専攻では、

「[学生に身につけさせる能力]

1. 国際経済、国民経済、地域経済に関する広く基本的な問題についての基礎知識を修得している。
2. 情報処理や外国語能力等の研究するための基礎的スキルを修得している。
3. 国際経済、国民経済、地域経済の中で生起する諸問題を理論的、歴史的、政策的に把握、解明し、その解決策を見出す能力を修得している。
4. 国際経済、国民経済、地域経済の中で生起する諸問題に関する個別的・具体的課題を設定して理論的、実践的に研究を深め、論文作成およびプレゼンテーション能力を修得している。」と定めている。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績判定及び評価基準は、大学院学則第13条の3並びに第50条の規定により、学士課程の成績判定等に関する規程を大学院に準用することで定めている。これらの成績評価基準は、入学時の大学院オリエンテーションで配布する学生便覧及び履修案内に掲載し、専攻ごとの教務ガイダンス等で学生に周知が図られている。また、学士課程と同様に、授業科目ごとの成績評価の方法・基準をシラバス作成の手引に従って、各科目のオンラインシラバスに明記し、学生に周知が図られるとともに、その基準に沿って成績評価を行っている。なお、平成26年度の授業評価アンケートによれば、授業の成績評価基準については、どの研究科も学生の90%程度が把握している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各研究科では、学士課程と同様、成績評価の厳格性を担保するための措置として、シラバス作成の手引に基づき科目の到達目標を測定可能なように明記し、これをシラバスの点検及び改善に関する要項及びシラバス点検表に基づき点検している。さらに、総合GPA及び学期ごとのGPAを学生本人の成績表に明記するとともに、全授業科目について成績（GPA）分布に基づいた図表を作成し、各研究科において組織的に成績評価の適切性を検証している。

また、自己評価書提出時点においては、成績評価の異議申立てに関する要項に基づき学生は担当教員に申し出て、成績評価の根拠となった答案、レポート等を閲覧できるようにし、さらに、学生が成績評価に異議がある場合に担当教員との協議を前提としていたものを、担当教員との協議を前提とせず教務課に異議を申立てることができるように同要項を見直し、平成28年度の学生便覧等に記載することを教育・学生担当理事の下で教育室会議において平成27年度中に決定している。当該研究科の教育に関する委員会でその申立ての内容等を調査・検討し、教授会の議を経て対応している。また、シラバスにおいても「開示する試験問題等」を記載して、学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則第 21 条、学位規則、各研究科規則に基づき、学位論文に係る評価基準が、教育学研究科は「修士論文の評価・認定基準」、経済学研究科は「修士論文要領」、医学系研究科は「学位論文審査の方法および審査基準」、工学系研究科は「学位の授与に関する取り扱い要領」、農学研究科は「修士論文および最終試験の評価基準」として策定されている。

例えば、経済学研究科では、

「修士論文の評価基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修士論文の題目に関する文献・資料を広く渉猟していること。
- (2) 当該研究分野の既存の研究動向をよく踏まえていること、そして独自の分析視点が組み入れられていること。
- (3) 上記の内容が首尾一貫性を有し、目次、結論、論文要旨を通じ、論文全体の構成が明快になっていること。
- (4) 修士論文審査における質疑応答において明晰な論文内容・趣旨が報告・説明されること。」

と策定されている。他の課程、研究科においても同様に策定されている。

なお、すべての研究科において、修了要件単位を修得し、適切な研究指導を受け、学位授与方針が示す学習成果を修了時に身に付けていることが、課程の修了要件に含まれている。

これらの学位論文に係る評価基準や学位論文審査申請に係る学位論文の体裁や内容等を定めた要領等は、履修案内や学習要項に掲載して、学生に周知が図られており、平成 26 年度の学生対象調査の結果から、学生は修了認定基準を把握していると認められる。

審査体制は、大学院学則第 21 条、学位規則、各研究科規則に基づき、研究科委員会が研究科の教員の中から 3 人以上の学位論文審査員を選出し、うち 1 人を主査とする審査員組織で行っている。ただし、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究科委員会の構成員以外の者を審査員に加えることができる審査体制をとっている。

審査に当たっては、研究科委員会において、学位論文提出の資格要件審査、提出論文の要件審査、審査員の選出を行い、審査員による研究指導実施報告書による適切な研究指導の確認、公開審査及び最終試験の結果報告を受けて、研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士課程において身に付けることが望まれる学習成果を「学士力」や学位授与方針として明確に定め、教育課程の体系性とその実施の順次性が学習成果の体系性と密接に結び付いたものとなっており、そのことを、学位授与方針と教育課程編成・実施の方針とのクロスチェック表を作成することによって分かりやすく表現している。
- 平成 22 年度文部科学省就業力 GP に採択された「実践トライアングル型キャリア教育」において、

1年次の環境対話科目、2年次の学内実習で地域住民との対話を通じて地域環境、地域社会の理解を進め、その成果を学生の就業力向上に結び付けており、支援期間終了後は地域学外関係機関との連携の推進、教員の授業力及び学生指導力の向上、学内外学習指導体制の円滑化等を進めている。

- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」において、発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共同開発、連携校が有する療育指導資源を活かして、大学間発達障害支援ネットワークを構築し、地域の療育ニーズに対応するなどの事業を進めている。
- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に採択された「コミュニティ・キャンパス佐賀アクション・プロジェクト」により、学生参画型の地域創成や環境保全プログラム等において全学教育科目のインターフェース科目を開設し、教育課程の編成を地域社会からの要請等に配慮している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 27 年度文部科学省COC+に採択された「さが地方創生人材育成・活用プロジェクト」において、地域を志向する科目の全学必修化と就業力の向上を目指す特別の教育プログラム（副専攻制）及びインターンシップを含む専門キャリア教育の強化による教育改革を実行するとともに、当該大学並びに参加大学の強みを活かした地域ニーズ対応型の戦略的研究や共同事業による雇用の拡大・創出を実現することにより、学生の地元就職率の向上が期待される。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

単位修得率の状況は、平成22～26年度における学士課程の教養教育科目では平均85.3%、専門教育科目は、文化教育学部で平均91.3%、経済学部で平均79.6%、医学部で平均98%、理工学部で平均80.6%、農学部で平均90.7%、大学院（修士・博士前期）課程では、教育学研究科で平均97.5%、経済学研究科で平均99%、医学系研究科で平均84.2%、工学系研究科で平均94.8%、農学研究科で平均96.8%とほぼ年度によらず高い値を維持している。

また、平成23年度入学生の場合、卒業判定においてラーニング・ポートフォリオを活用し、大学の学士力の項目別達成状況を成績評価データに基づいて確認しており、平成23年度入学生の場合、どの項目とも平均GPAが2.2から3.1の範囲である。卒業（修了）の状況については、平成22～26年度の学士課程及び修士（博士前期）課程の標準修業年限内卒業（修了）率は、文化教育学部77.9～87%、経済学部74.4～86%、医学部医学科82.1～94.7%、医学部看護科95～100%、理工学部66.3～76.2%、農学部84.4～91.1%、教育学研究科82.7～94.6%、経済学研究科75～88.9%、医学系研究科58.8～86.4%、工学系研究科86.7～93.8%、農学研究科84.8～94.2%、学士課程及び修士（博士前期）課程の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、90%程度になっている。博士（博士後期）課程の標準修業年限内修了率は、工学系研究科で平成25年度修了生までは70%程度であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、医学系研究科が35.7～52.3%、工学系研究科が71.1～76.9%となっている。

なお、休学率は、学士課程では平成22年度以降漸減傾向にあり、平成26年度には全学部で2.2%以下となっている。大学院課程では、修士（博士前期）課程が0～6%の範囲でほぼ一定の値を維持し、博士（博士後期）課程では平成22年度以降は減少傾向にある。また、退学率・除籍率は学士・大学院課程0～8.9%の間でほぼ一定の低い範囲を推移している。

資格取得の状況は、医学部医学科における医師国家試験合格率、看護学科における看護師国家試験合格率は平成22～26年度の平均で93.2%、99.3%である。また、教員養成系課程の卒業生が教育職員免許状を取得するとともに、教員養成系以外の学部・研究科においても、毎年一定数の学生が教育職員免許状を取得している（平成22～26年度において、文化教育学部で合計722人、その他の学部で合計335人）。さらに、工学系研究科のJABEE認定学科（コース）の卒業生に対して、修習技術者資格が毎年認定されている。

また、主に大学院学生による全国規模及び国際的な学会での発表（平成22～26年度において学部は755件、大学院（修士）は2,669件、大学院（博士）は1,793件）、国際的学術誌での論文掲載（平成22～26

年度において学部は80件、大学院（修士）は530件、大学院（博士）は634件）がある。

文化教育学部美術・工芸課程においては、例年学生による日彫展（全国公募展）における受賞・入選（平成22～26年度において18件）並びに一般公募展における多くで受賞（平成22～26年度において84件）している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）予定学生対象調査、学士力の到達度アンケート、学生による授業評価等、様々な調査を実施し、学習の到達度や満足度を検証している。

学習の達成度については、語学力に関する項目に関してやや低い評価となっているものの、卒業（修了）予定学生対象調査では、ほぼすべての調査項目において5段階評価で平均3.0以上の水準にあり、学士力達成度の自己評価アンケートでも、80%程度の学生が「達成している」「ある程度達成している」と回答している。また、授業評価アンケートにおいても、授業の内容の理解度や興味の増加についての肯定的な回答率は、おおむね学士課程で70%以上、大学院課程で80%以上であり、いずれの授業科目についても高い学習の達成度となっている。

また、教育の満足度については、学士力達成度の自己評価アンケートの調査結果によると、おおむね90%の学生が「満足している」「ある程度満足している」と回答している。授業評価アンケートによって、授業に対する満足度について5段階評価の平均値を算出して経年変化を検証した結果、学士課程及び大学院課程とも若干上昇傾向にあり、平成26年度の満足度平均値が学士課程では3.71～4.34、大学院課程では4.09～4.91の高い値となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

就職希望者の就職率は、学部・大学院とも平成22年度の95.0%及び96.3%から平成26年度の97.2%及び97.8%へと若干上昇傾向にあり、平成25年度以降97%以上である。平成27年3月卒業（修了）生の主な就職先は、学部・研究科の教育目的に掲げる専門領域の特性に応じて、文化教育学部では教育、学習支援業38.5%、公務員10.4%、経済学部では金融業・保険業19.1%、卸売・小売業19.5%、公務員16.7%、医学部では医療、福祉98.7%、理工学部では製造業28.0%、建設業17.5%、情報通信業15.9%、農学部では製造業40.4%、公務員10.6%となっている。一方、進学率は、若干低下傾向にあるが、学部卒業生は全体平均で約20%（理工学部では約40%）、大学院修了生は約5%であり、当該大学の研究科又は他大学の研究科へ進学している。

就職データのIR分析を基に、学科等に対し学長がヒアリングを行い、執行部と各学科等による現状の共有と改善策の検討を行い、平成25年度及び平成26年度は進路不明者をゼロにしている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度の卒業（修了）生を対象とし、大学（大学院）で受けた教育の社会における有用性や身に付けた能力について実施したアンケートによると、卒業生の約90%、修了生の約78%が専門教育や卒業（修士・博士）研究の有用性を認めており、教養教育についても55%程度がその有用性を認めている。

佐賀大学

大学（大学院）における教育で身に付いたと思う能力では、85～90%程度の卒業（修了）生が課題適応力、論理的思考力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力を挙げている。また、同窓会会員を対象としたアンケートによれば、全般的に専門教育の社会的な有用性を認めており、教養教育についても70%弱程度が社会的に有用とみなしている。

就職先関係者に対して、主に平成 21～25 年度に採用した卒業（修了）生の能力等についてアンケートした結果、170 社のうち 57 社から回答（回収率 33.5%、有効回答数 114 件）を得ている。社会人基礎力に相当する 9 項目についての 5 段階評価は、「国際コミュニケーション能力・異文化理解能力がある」を除いて平均値 3.14～3.61 であり、「期待通りの活躍をしている」かについても平均値 3.49 と、おおむね良好な評価が得られている。なお、平均値 2.59 と評価が比較的低かった国際コミュニケーション能力等については、全学的な英語教育の強化を平成 25 年度から実施して対応している。また、医学部における卒業生の就職先医療機関へのアンケートによれば、医療従事者として必要な能力・資質についていずれの項目も 5 段階評価の 3.5～4.1 の比較的高い評価を受けている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文化教育学部美術・工芸課程の学生が全国的美術展等において例年数多くの受賞・入選を果たしている。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、本庄キャンパス、鍋島キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は本庄キャンパスが241,064㎡、鍋島キャンパスが202,697㎡である。また、各キャンパスの校舎面積は計148,852㎡、鍋島キャンパスにある附属病院面積は70,310㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎・附属病院面積以上が確保されている。

校舎には、講義室、演習室、実験・実習室、マルチメディア語学演習のためのLM教室、自習スペース、学生用ラウンジ及び研究室を設置し、活用している。また、共通利用の施設として、附属図書館、総合情報基盤センター、保健管理センター、運動施設、課外活動施設、大学会館、食堂施設、宿泊施設等を設置している。体育館等の運動施設は、授業を実施する上で十分な設備を整備している。これらの施設設備は、キャンパスマスタープラン2010に沿って整備している。アメニティの改善として校舎のトイレ改修や講義室等のLED照明の導入、空調設備の改善整備を進めている。また、耐震化については、校舎等の改修工事に併せて進めており、平成27年度に保有面積の92.8%が耐震化されている。

バリアフリー化については、バリア調査図を策定し、スロープや手すりの設置、扉の改修、トイレの身体障害者対応化、駐車場や講義室での身体障害者用スペースの確保等、施設のバリアフリー化を行っている。

安全、防犯面については、外灯を設置するとともに、時間外の建物の出入りをICカード身分証により管理している。また、学内の各所にAED（自動体外式除細動器）を設置している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、総合情報基盤センターを置き、情報基幹ネットワークや教育・研究用の学術情報システム、大学データベース、電子図書館等の整備・維持、大学全体や地域の情報化支援等を行っている。具体的には、学内の各建物及びキャンパス間のネットワークシステムを構築し、ほぼすべての教室・自習スペースに無線LAN局（381機）を設置している。また、独自開発の「Opengate」（ネットワーク利用認証システム）によるインターネット利用環境、全学生及び全教職員の利用者IDの一元管理とシングルサインオン環境を整備し、教育研究に関わる多数のシステムへのシームレスな利用環境を提供するとともに、学術認証フェデレーション「学認」に参加することで電子ジャーナルへの自組織IDを用いたアクセス等の教

育研究支援機能を充実している。

さらに、全学的に学生用パソコンを設置し、情報処理教育、専門教育、履修登録、文献蔵書検索等、授業・自習に活用している。総合情報基盤センターに設置されたパソコンも、学生の自主的な学習活動に利用できる。また、多要素認証の導入により、セキュリティに配慮しながら履修登録、就職支援における求人検索等、学外からでも利用できるよう利便性を図っている。

e-learning を推進・支援する環境として、e-learning スタジオを設置し、ネット授業コンテンツの制作と配信を行うシステムを整備充実しており、合計170以上のe-learning科目・コースを提供している。

セキュリティ管理は、情報セキュリティポリシーに基づき、教職員向け情報セキュリティ及び情報リテラシー講習会等による啓発の取組とともにファイアウォールの設置・維持・監視、暗号化通信技術の導入、ユーザ認証の厳密化、学内外からの不正侵入への対策等、必要な対策を講じている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の施設は、本庄キャンパス本館(5,332㎡+旧館780㎡)及び鍋島キャンパス医学分館(1,769㎡)で構成しており、総面積7,881㎡を有している。館内は、閲覧スペース、書架スペース、一般・集密・貴重書庫スペース等からなり、グループワーク等アクティブ・ラーニングが可能なラーニング・コモンズ(70席)、閲覧個室(4室)、グループ学習室(8室、137席)及びマルチメディアコーナー等、目的に応じた利用環境を提供している。

設備・備品として、自動入退館システム、図書自動貸出返却装置、利用者用パソコン等を備え、閲覧座席数は本館604席、医学分館172席の合計776席である。土・日・祝日も開館しており、平日の有人開館時間は本館は月曜日から金曜日は8時30分から21時10分、土・日・祝日は10時から19時、医学分館は月曜日から金曜日は8時30分から21時、土・日・祝日は10時30分から18時30分であり、ともに開設時から30～100分間延長している。また、閲覧・学習等の入館利用は、本館では教職員を対象に24時間可能である。

蔵書数は平成26年度末で図書が710,845冊、雑誌が11,858種で、各教育研究分野の図書(視聴覚資料を含む。)、国内外の学術雑誌、大学論文集、紀要等を系統的・機能的に整理している。また、図書、学術雑誌、電子ジャーナル等の資料を包含した蔵書データベースをウェブサイト上で公開している。このほか、13種類の文献データベースを導入している。

教育研究用図書・雑誌の整備については、附属図書館運営委員会の下に蔵書整備や学生用資料の収集等について審議する選書専門委員会を置いて蔵書整備計画に基づき整備している。シラバスに掲載された参考図書及び教員等により推薦された図書も計画的に収集している。学生希望図書は、新入生オリエンテーションでの案内や、学生で組織する学生選書委員会の選書ツアー等により広く学生に周知が図られ、平成26年度の学生リクエストは平成21年度の約2倍となっている。また、平成25年度からの「全学統一英語能力テスト」実施に伴うTOEIC関連参考書や多読本を整備している。語学分野の貸出冊数は平成25年度には平成21年度の5倍となっている。

電子ジャーナルは、学内アンケートや利用調査等を踏まえ整備方針により、約11,900タイトルを維持・確保している。また、リンクリゾルバ(文献入手支援ツール)を導入して利便性を高めている。電子ブックについては、平成24年度より学外からも利用できる和書を中心に導入を進めている。

これらの利用実績としては、平成 26 年度は本館と医学分館合わせて 465,850 人が入館し、54,643 冊の館外貸出がある。平成 26 年度の学生一人当たりの年間貸出数は 6.9 冊である。

電子ジャーナルは平成 14 年度の導入以来利用が伸び、平成 26 年度は 148,000 件の利用となっている。また、平成 25 年度末に設置したラーニング・commons は、平成 26 年度に入館者の 3 分の 1 を占める 90,000 人以上が利用している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部・研究科に自習スペースや学生用ラウンジを設け、インターネットが利用可能なパソコン、無線 LAN や情報コンセントを設置することにより、学生が自主的に学習できる環境を整備している。鍋島キャンパスでは、PBL 学習室及び演習室を夜間までグループ学習室として提供しており、多くの学生に利用されている。文化教育学部 82 席、経済学部 138 席、医学部 189 席、理工学部 748 席、農学部 58 席、全学教育機構 253 席が整備されている。

総合情報基盤センターの演習室や附属図書館においてもパソコンを利用した自主学習環境を整備している。附属図書館では、学生の要望に基づき開館時間を延長するとともに、ラーニング・commons を整備してアクティブ・ラーニング等に開放している。また、全学教育機構には、語学の自主学習のため、LM 教室、LM 自習室を設け、インターネット配信の英語学習支援システムや各種外国語の教材ソフト (CD、CD-ROM) を整備している。

また、授業のない時間の講義室や学部等で整備した自学自習室等を自習環境として提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、学部、学科・課程ごとに新入生オリエンテーションを実施し、履修案内等の資料を配布するとともに、教育目的、学習内容の概要、履修方法等について説明を行っている。

また、本庄キャンパスでは、新入生オリエンテーション終了後に、在学生在が履修相談に応じる「新入生アドバイザー」を実施している。さらに、コース及び卒業研究への配属時の学習目的・授業科目の内容等のガイダンス、大学入門科目等の講義の中で指導や助言をしている。

大学院課程においても、専攻ごとに新入生オリエンテーションを実施し、教育目的、コース別の履修モデルや研究計画及び学位審査に関する説明等のガイダンスを実施している。これらのガイダンスにより、学生は各教育課程の理解を深め、履修科目の選択や履修手続き、学習・研究活動等を円滑に行っている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全学的には、理事（教育・学生担当）を室長とする学生支援室において総合的な学生支援に関する学生のニーズ把握と支援策の検討・実施を行っている。

すべての教員がオフィスアワーを設け、その時間をシラバスに掲載し、学生に周知を図っている。また、

学生一人一人に教員がチューターとなり、年2回の面談を通じて、学習に関する助言を行っている。

平成23年度からは、学習支援機能の充実や教育改善の支援を目的としたポートフォリオ学習支援統合システムを全学的に導入し、学生の主体的な学習を促進するためのラーニング・ポートフォリオにおいて、学習状況の自己点検・評価とチューター教員による指導・助言等を行っている。しかし、平成26年度後学期における学生の入力率は、文化教育学部40%、経済学部6%、医学部18%、理工学部61%、農学部47%となっている。このほか、学生生活課及び学生サービス課を窓口とした「学生なんでも相談窓口」（平成22年度は55件、平成23年度は49件、平成24年度は38件、平成25年度は34件、平成26年度は35件）で、学生の各種の相談に応じている。また、主として理工学部では、学生による学習支援として、1、2年次生を対象に、上級生が学習上の相談に応じる「学習アドバイザー」制度を実施している。

障害がある学生は、平成26年度は25人が在籍しており、増加傾向にある。このような学生への支援として、ノートテイクの配置、FM補聴器の貸与、外部委託による手話通訳者の配置や教員による授業方法等の配慮を行っている。特に発達障害（傾向含む。）を持つ学生については、個別の支援策を検討し、授業担当教員へ配慮を依頼している。

外国人留学生は、学士課程61人、大学院課程87人、特別聴講学生等61人（平成27年5月1日現在）が在籍しており、指導教員及び学生チューター149人を配置し、受入学部とともに国際交流推進センターでは、センター教員による修学指導等の学習支援を行っている。

社会人学生は、学士課程2人、大学院課程175人（平成27年5月1日現在）が在籍しており、授業ビデオ及びe-learningの活用等により学習支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学公認学生サークルは、平成27年4月時点で111団体あり、教員が各団体の顧問を担当している。また、毎月1回開催される体育協議会、文化協議会へ職員が出席し、意見交換を通じて学生からの要望を聴取している。大学祭（本庄キャンパス）においては、実行委員会からの要望により物品の調達や貸与、各種手続きの助言を行うなど、必要な支援を行っている。

学生委員会が学生支援室の課外活動・生活支援部門と連携して、学生の課外活動支援に関する全学的な検討・企画・調整等を行っており、毎年1回「サークル・リーダーシップセミナー」を開催している。サークル活動支援施設として、本庄キャンパスに文化系及び体育系の各サークル会館を、鍋島キャンパスに課外活動施設を設置し、要望調査に基づき、課外活動用の備品提供や施設整備による支援を行っている。学生センターのウェブサイトや大学案内等では、公認サークル、ボランティア団体情報、外部からのボランティア依頼等の情報を提供している。

また、学生表彰制度を設けて、サークル活動やボランティア活動において顕著な活動や成績を修めた団体及び個人を表彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援に関する学生のニーズは、学生支援室が中心となって把握している。

学生の健康管理に関する専門的業務を行う施設として本庄キャンパスに保健管理センターを、鍋島キャンパスにその分室を設置している。本庄キャンパスの保健管理センターには医師及び看護師を各2人、保健師を1人配置し、鍋島キャンパスの分室には医師、看護師、臨床心理士及び保健師を各1人配置して、学生定期健康診断、健康相談、応急処置等の対応を行っている。慢性疾患がある学生に対しては、保健管理センターが継続的に学生の状況を把握し、チューターと連携して、学習支援とともに生活支援の助言・対応を行っている。本庄キャンパスの保健管理センターには、心の悩みやハラスメント等の相談対応や学生のストレス解消を目的としたリラクゼーション・ルームを設置している。学生のメンタルヘルス対策は、本庄キャンパスにおいては新入生、編入生、卒業予定学生、大学院学生を対象に、鍋島キャンパスにおいては新入生、医学科2・4年次生、看護学科3年次生を対象に健康相談調査（メンタルスクリーニング）を実施し、必要に応じて医師や臨床心理士が対応している。平成26年度本庄キャンパスにおいては、メンタルスクリーニングの結果、352人の1次面接を行い、37人の悩みを抱える学生を発見し、継続的な面談を実施している。その他、学生の悩み相談に対しては、「学生なんでも相談窓口」に「学生カウンセラー相談窓口」を設け、保健管理センターのスタッフに加えて、本庄キャンパスでは非常勤の臨床心理士2人が、鍋島キャンパスでは常勤の臨床心理士1人が学生の相談に応じている。

これらの活動に加え、学生支援室が平成23年度からチューターや学生カウンセラー等と連携して、何らかの理由で授業に出席できない学生に対し、電話や電子メールで連絡を取り、場合によっては直接学生のアパート等へ出向き相談を受ける等アウトリーチ型の支援を行うキャンパスソーシャルワーカー制度を導入している。キャンパスソーシャルワーカーは6人で、週1日から1日半勤務している。

平成25年度には学生支援室に集中支援部門を設け、専任教員を1人配置し、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等の障害がある学生や、心に悩みを抱え修学及び学生生活が困難となった学生で、通常の指導や支援では対応できない学生に対応する体制を整えている。

ハラスメント・人権問題委員会を設置し、ハラスメント等防止規則に基づき、ハラスメント等相談窓口として、学内に18人のハラスメント相談員、特別相談員（非常勤）を配置している。

就職に関する支援は、キャリアセンターが中心となり、各部局の就職委員会と連携して実施し、採用情報等の就職支援情報提供や、企業研究会、合同・個別会社説明会、エントリー対策講座、面接対策講座等、就職活動の各段階に合わせたセミナー等を企画・開催し、また、就職相談員による支援を行っている。未就職のまま卒業した学生への支援として、既卒者に対する求人情報の紹介等の支援も行っている。また、就職データのIR分析を基に、学科等に対し学長がヒアリングを行い、執行部と各学科等による現状の共有と改善策の検討を行い、平成25年度及び平成26年度は進路不明者をゼロにしている。

外国人留学生には、入学時にオリエンテーションを開催し、在留資格や交通安全に対する説明をしているほか、学生によるチューターを付け、役所等の諸手続き時の同行等、日常生活に関する支援をしている。また、県内企業への就職を希望する留学生向けセミナーを開催している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学金・授業料については、学部学生及び大学院学生に対し、当該大学の免除基準により半額免除、全額免除を実施している。

奨学金に関しては、日本学生支援機構、地方公共団体等による奨学金について申請や手続きの支援を行っており、過半数の学生が利用している。日本学生支援機構の家計急変並びに災害に伴う緊急・応急採用に関する募集についても周知を図っており、数人が採用されている。このほか、大学独自の奨学金「かささぎ奨学金」として、平成23年度から予約型奨学金として年間30万円を4年間（医学部医学科は6年間）、12人程度の枠で給付している。入学前の申請により当該大学に強く入学を希望する成績優秀な学生を奨学生として採用し、一定の条件の下に在学期間中も給付を継続することにより、愛校心にあふれ優れた人材を育成することを目的としている。

外国人留学生に対しては、佐賀大学基金奨学金等による支援とともに、他の奨学金制度の申請を支援・推進している。

学生寄宿舎については、収容人員100人の男子棟と50人の女子棟からなる楠葉寮を本庄キャンパスに隣接して設置し、1か月5,300円の寄宿料で学生に提供している。また、外国人留学生の住居確保のために、国際交流会館に単身向け40室、夫婦向け3室、家族向け4室を設けているほか、外国人留学生がアパート等へ入居する際に、副学長が保証人になることによって入居や転居をスムーズに行う支援を行っており、平成26年度は75人の外国人留学生の保証を行っている。

そのほか、学生センターにおいて、アルバイト紹介の支援を行っている。紹介するアルバイトは深夜に及ぶものや建設現場でのアルバイトは紹介しないこととしており、学生生活に支障のないように配慮している。

これらの制度等の情報は、「かささぎ奨学金」については募集要項により、その他の制度については入学手続の書類に募集案内を同封するとともに、入学時オリエンテーションで学生便覧を配布して説明している。さらに、これらの案内情報を大学ウェブサイトや学生掲示板を通じて周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学独自の予約型奨学金制度（かささぎ奨学金）を整備している。
- 進路不明者をゼロにするなど、学生の就職実態を正確に把握するとともに、就職支援策を強化している。

【更なる向上が期待される点】

- ラーニング・ポートフォリオを活用したチューターによる学習支援を全学的に導入しているが、学生による入力の一層の向上が期待される。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

当該大学では、教育・学生担当理事が統括する教育委員会と教育室を中心として、教育活動の状況及び学習成果に関する自己点検・評価を行っている。教育委員会では、各部局の代表者から構成する教務専門委員会と教育質保証専門委員会を通じて各部局における教育活動の状況を把握し、教育室は、「中期目標・中期計画進捗管理システム」や教育委員会等を介して、全学的な教育活動状況の分析・評価を行っている。また、全学的な自己点検・評価の推進や認証評価等については、学長を本部長とした中期目標・中期計画実施本部が評価を支援する全学組織評価室と連携しながら対応している。

各学部・研究科においては、中期目標・中期計画の中で教育に関する到達目標を設定し、教育委員会からの意見や現状分析を踏まえて、目標を達成するためのアクションプランを年度ごとに策定するとともに、評価委員会等を設置し、教育・学習活動等の成果について自己点検・評価に取り組んでいる。そして、教育活動に関する状況を、「中期目標・中期計画進捗管理システム」を介して毎年3回教育室に報告するとともに、年度ごとに自己点検・評価書を作成している。

教育委員会は、教育活動の状況を教務専門委員会又は教育質保証専門委員会において分析している。このとき、必要に応じて、IR室又は全学教育機構高等教育開発室にデータ提供又は分析を依頼し、その結果を検討している。

上記のような自己点検・評価結果に対して、教育・学生担当理事が、主に教育委員会を通じて各部局に対して改善に必要な指示を行っている。また、学長が、更なる改善の必要があると判断した項目については評価反映特別経費を措置している。

一方、各学部・研究科等においては、自己点検・評価結果に基づき、教育委員会の主導の下、教務専門委員会委員や教育質保証専門委員が中心となり、シラバスの組織的な点検、GPAに基づく学習成果検証、大学の「学士課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン」及び大学院の「大学院課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン」に基づいた教育改善活動等を行っている。

教育活動の状況及び学習成果に関する資料・データ等は、「中期目標・中期計画進捗管理システム」「大学情報基礎データベースシステム」「ポートフォリオ学習支援統合システム」等が連携して、体系的かつ網羅的に収集・蓄積しており、各部局の評価担当者、教務担当者はこれらの蓄積されたデータを自己点検・評価等に活用している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取は、全授業科目を対象にした「学生による授業評価」や在校生、卒業予定者を対象とした満足度、到達度、学習環境等に関するアンケートを通じて実施している。このほか、「学生なんでも相談窓口」「学生カウンセラー相談窓口」「オフィスアワー」「チューター（担任）制度」等を通じて直接的に意見を聴取している。特に、学生からの授業評価結果に対しては各授業担当教員が評価結果の検証と改善目標を記載した授業点検・改善報告書を作成し、授業改善に活かしている。なお、平成26年度から医学部では、教育委員会に学生が委員として加わり、教育に学生の意見を反映させている。例えば、チューターによる学習指導の資料として、学生から「自分の通算GPAの学年順位について簡単に参照できるように検討してほしい」との意見があり、その対応として学生サービス課で学生各自のGPAの分布を開示している。

教職員の意見については、主に各種委員会や会議を通じて聴取している。全学的な教育活動については、主に教育委員会を通じて全部局から意見聴取が行われ、教育改善に活かされている。その結果は、全学教育機構の発足時の教育課程の策定に反映されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の保護者からの意見は後援会や保護者面談から聴取しており、卒業（修了）生については同窓会を通じて意見聴取を図っている。これらの意見に基づき、理工学部・工学系研究科では、3年次生と博士前期課程1年次生を対象としたTOEIC-IPテスト等が実施に移されている。なお、平成27年3～5月にかけて「卒業・修了者アンケート」が全学的に実施されている。

就職先関係者からは、各部局の就職委員会や教務委員会等が中心となり、卒業（修了）生が身に付けた知識等教育活動の状況に関する意見を、企業訪問や、企業アンケート等により聴取し、医学部における医学英語教育や臨床実習の改善、向上の取組に反映している。

高等学校関係者からは、アドミッションセンターが中心となって行っている高校訪問ヒアリング、県内の商業高等学校校長会との連絡会、県内工業系高等学校長並びに進路担当者との懇談会等により意見聴取を行っており、入試改善に活かしている。理工学部の入試では、平成25年度入試より後期日程に個別学力検査を課すこととした。

経営協議会学外委員等の学外者から聴取した意見は、学生海外派遣奨励費の創設、全学的なTOEIC-IPテストの導入とその結果に基づく英語の能力別クラス編成等に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDについては、教育委員会が、大学全体のマクロレベル、研究科・学部・学科単位のみドルレベル、教員個人レベルのミクロレベルに区分した取組を明文化している。

マクロレベルのFD活動としては、教育委員会及び全学教育機構高等教育開発室が連携してFD・SDフォーラム、新任教員研修、教職員のための英語特別講座、スキルアップセミナー、標準版ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ、簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成ミニワーク等を開催し、その結果を適切に改善に活かしている。このうち、標準版ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップと簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成ミニワークは、教育委員会がティーチング・ポートフォリオを教育に関する内部質保証システムとして位置付けて実施しているものであるが、参加者のティーチング・ポートフォリオに関する総合的な満足度は高く、教員の資質向上につながっている。

ミドルレベルのFD活動としては、各部局等のFD委員会が主催するFD講演会・研修会等があり、多くの改善事例が挙げられている。平成25年度には、87%の教員が少なくとも1回はFD研修会に参加している。

マイクロレベルのFD活動としては、FD研修会への参加、教員個人が行っている改善活動、授業点検改善報告書や標準版・簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成を通じた教育改善がある。また、更なる教育改善に結び付くように、授業実践において優れた成果を上げた教員を表彰し、受賞者との座談会記録を学内外に公表している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務職員及び技術職員については、事務職員等の研修制度の基本的方針を定め、階層別研修の範囲の拡大及び専門能力育成の充実といった方針を掲げて研修を実施している。

また、事務局の様々な勉強会、国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、大学コンソーシアム佐賀等を通して、教育支援者や教育補助者としての質の向上を図っている。特に、大学コンソーシアム佐賀では、職員としてのスキルアップとキャリア支援のために、スタッフ・ポートフォリオ作成ワークショップを継続して開催しており、平成24～26年度の間に17人の事務職員がスタッフ・ポートフォリオを作成している。アンケートでは、職員の教育支援者としての資質向上に役立っていることが示されている。また、技術職員は、技術部による技術報告会（平成26年度：技術部発表者4人、同参加者23人）を通じて、教育補助者としての資質向上を図っている。

さらに、TAについては、「ティーチング・アシスタント運用要領」に基づきTAの教育支援者としての資質向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「中期目標・中期計画進捗管理システム」「大学情報基礎データベースシステム」「ポートフォリオ学習支援統合システム」等が連携して、体系的かつ網羅的に収集・蓄積しており、各部局の評価担当者、教務担当者はこれらの蓄積されたデータを自己点検・評価等に活用している。

【更なる向上が期待される点】

- 教育に関する内部質保証システムの一環として、教育への取組の検証と改善の支援を目的に、ティーチング・ポートフォリオを導入しており、一層の向上が期待される。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成26年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産80,023,102千円、流動資産13,943,872千円であり、資産合計93,966,974千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債20,125,978千円、流動負債10,223,918千円であり、負債合計30,349,897千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金1,941,385千円及び長期借入金6,177,827千円の用途は附属病院における施設・設備整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務1,783,642千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成22年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、外部資金等の獲得に向けた取組として、教育、研究、国際交流に関するすべての競争的資金の情報収集及び学内の教育研究等のシーズに関する効果的かつ戦略的なコーディネートを行う競争的資金対策室を平成19年10月に設置し、競争的資金の公募内容やリンク先等の概要を学内の研究者に電子メールを配信するなど、申請促進に向けた取組を行っている。なお、平成26年10月1日からは、競争的資金対策室を総合研究戦略会議に一元化し、より戦略的な外部資金獲得対策の推進強化を図っている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保され

ていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 34,621,633 千円、経常収益 35,214,384 千円、経常利益 592,750 千円、当期総利益は 643,429 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 8,718,177 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学長が予算編成の基本方針を経営協議会及び役員会の議を経て決定し、過年度の予算配分による効果を検証した経営戦略及び具体的な配分の骨子である収入・支出予算を役員会にて審議した後に、部局の事業区分等を踏まえた詳細な配分内容を記載した予算書を作成し、各部局に対し配分を行っている。

さらに、学長のイニシアティブにより教育研究に関する重点的事項の一層の推進を図るため、平成 26 年度まで学長経費を確保してきたが、第 3 期中期目標期間に向けて学長のリーダーシップをさらに高めるため、平成 27 年度より経営基盤支援経費、学長裁量経費、特別経費等プロジェクト実行経費に組み替えを行っている。なお、学長裁量経費においては、学長の下で既に構築している I R データの活用により、戦略的かつ効果的に資源を配分する仕組みを導入している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン等に基づき、予算を確保している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、経営協議会及び役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監事監査計画を策定し、これに基づき、監査が実施され、監査報告書については、大学ウェブサイト公表している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を担保した監査室を設置し、内部監査規程に基づき、監査実施計画書が作成され、それに基づいて監査が実施され、監査報告書は、学長及び監事に報告している。

また、監事、会計監査人、監査室は、監査計画や監査報告について意見交換を行い、情報共有や、意思疎通を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織として、基本規則に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いている。役員会は、学長及び5人の理事で構成し、法人全体に関する重要事項を審議している。経営協議会は、学外委員8人、学内委員7人で構成し、経営に関する重要事項を審議し、教育研究評議会は、学長、理事(副学長)、学部長、学部選出評議員等19人で構成し、教育研究に関する重要事項を審議している。

各理事は、職務を分担し、全学的マネジメントを行っている。さらに、学長補佐を配置(平成27年度10月1日現在9人)するとともに、学長室、理事室を設置し、役員の補佐機能を強化している。また、各理事の下に、広報室、環境安全衛生管理室、評価室、情報統括室、学生支援室、教員免許更新講習室、病院再整備推進室、産学・地域連携機構、アドミッションセンター、キャリアセンター、国際交流推進センターを設置している。

事務組織は、総務部、財務部、環境施設部、学務部、学術研究協力部の5部15課(260人)、監査室(3人)、学部事務部(5学部、211人)等で構成し、職務を遂行している。事務の管理運営については、事務連絡会議を毎月開催している。

危機管理については、危機管理対策規則及び危機管理基本マニュアルに沿って運用を行っており、役割、連携、対応決定プロセス等を明確にした危機管理体制により、危機管理対策を講じている。

研究費の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成26年2月18日文科科学大臣決定)を踏まえ、平成26年7月23日に研究費の管理・監査の基本方針を策定し、研究費不正使用防止規則等を改正し、研究費不正防止計画推進実施体制により、研究費不正防止計画に沿って対策を講じている。また、研究活動に係る不正行為防止の対応については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を踏まえ、公正な研究活動の推進に関する規程を策定し、実施している。

生命倫理に関しては、医学部医の倫理に関する規程に基づき、医学部倫理委員会において、関係法令・指針に沿った審議・審査を行っている。遺伝子組み換え及び動物実験については、規程に基づき必要な措置を講じている。

安全衛生管理については、安全衛生管理規程に基づき、関係法令に基づいた安全衛生管理体制及び安全衛生管理委員会を置き、事業場ごとに安全衛生委員による定期的な巡回を行うなどの対策を講じている。

劇毒物については、毒物及び劇物管理規程に基づき、各部局に管理責任者及び取扱責任者を置き、薬品管理システムによる全学的な管理等により適正な管理ができる体制を構築している。

災害については、災害対策マニュアルを策定し、防災訓練を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からは、毎年度実施している在校生アンケート（対象：学部3年次生及び大学院博士後期課程2年次生）等により、施設・設備に関する満足度等のほか、様々なニーズ・意見等を把握している。教員からは、各種委員会、大学運営連絡会、各学部における教授会・学科会議等における議論及び毎年度策定する年度計画・実行計画や改革プランに対する意見公募等を通じて意見を聴取し、管理運営に反映させている。

事務職員からは、事務連絡会議、部長会、各課内等の打合せ等を通じた要望やニーズの把握とともに、事務改善委員会を設置し、事務改善の提案募集を行い、平成24年度には、事務系職員クラブ制度を事務業務等の改善を推進することを目的として設置している。

経営協議会を構成する外部有識者の意見に加えて、総合研究戦略会議の下に置かれた外部アドバイザー（他の国公立大学の教授又は名誉教授のうち、総合研究戦略会議の議長が推薦する者2人、その他、総合研究戦略会議が必要と認めた学外の学識経験者1人。）で構成されるアドバイザー・ボードの提案を受けただけでなく、学長、理事等による企業訪問及び高校訪問、公開講座におけるアンケート等により、学外からの意見・助言を幅広く聴取している。

これらの意見やニーズを管理運営に反映した事例として、図書館の開館時間の延長やバーチャル型研究所の設置がある。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事監査規則を定め、文部科学大臣が任命する常勤1人及び非常勤1人の監事を置いている。

監事は、監査室及び会計監査人と連携し、各年度の監事監査計画による定期監査と必要に応じた臨時監査により業務監査並びに財務（会計）監査を実施し、監査結果を学長へ報告するとともに拡大役員懇談会において指摘事項の問題認識の共有化を図っている。また、役員会指針3監査業務の推進方針に基づき、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に陪席し、業務等の実施状況を調査・確認するとともに、監査指摘事項に対する改善策を該当部署と事前に円滑な改善を目的として協議している。

なお、学長に提出される監事監査報告書に対しては、学長から監事宛ての文書で改善等措置を回答している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

大学の運営管理の研修として、学長はじめ理事等の管理職員が国立大学協会主催の大学マネジメントセミナー等に参加し、資質の向上を図っている。

事務組織については、事務職員等の研修制度の基本的方針を定め、階層ごとの研修（幹部職員（課長級）研修、副課長級研修、中堅職員研修、新採用事務系職員研修等）を体系化した「人材育成体系マップ」に基づく課長級研修（平成26年度参加者3人）、係長研修（同7人）、中堅職員研修（同17人）、新採用職員研修（同11人）等の各種研修やスタッフ・ポートフォリオ作成ワークショップ等、スタッフ・ディベロップメント（SD）研修を実施することで、資質の向上を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学全体の状況に関しては、年度計画の自己点検・評価書作成に係る実施要項に基づき、自己・点検評価書を作成し、中期目標・中期計画実施本部会議における点検・評価を経て、役員会において決定している。その結果を大学ウェブサイトに公開している。

各学部及び工学系研究科における自己点検・評価は、認証評価の基準を参考として毎年度実施し、大学ウェブサイトに公開している。各部局の自己点検・評価の結果は、中期目標・中期計画実施本部会議において確認を経て、役員会における検証を受けている。検証によって改善点が指摘された場合は、自律的な自己点検評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針に基づき、学長は部局に改善を指示し、その対応状況を次年度の評価書に記載している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

大学評価の実施に関する規則で、部局等の自己点検・評価において外部評価者による検証を行うこととしており、当該部局は自己点検・評価報告書作成の際に外部評価者による検証を実施し、その結果を自己点検・評価報告書に掲載して、学長に報告するとともに大学ウェブサイトで公開している。

研究センター及び研究プロジェクトの評価要領において、評価委員に外部者を含めることとしており、地域学歴史文化研究センター、低平地沿岸海域研究センター、海洋エネルギー研究センター、シンクロトロン光応用研究センターの評価・検証を、総合研究戦略会議評価部会（外部評価員3人を含め5人で構成。）において実施し、センターの見直し、再編に反映させている。

このほかに、部局等が独自に実施している外部評価として、理工学部の4学科でJABEEの教育プログラムの認定を受けている。

なお、大学の教育研究等の総合的な状況については、大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を平成21年度に受けている。大学の業務の実績等については、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針に基づき、自律的な自己点検・評価及び外部評価の評価結果については、問題点や課題事項等を中期目標・中期計画実施本部会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会等で審議し、学長・各担当理事から各部局等に対して改善点の指摘や対応の指示が出され、これに基づいて各部局等は、改善計画の策定や改善策の取組を行い、その結果を学長・各担当理事に報告するサイクルにより、評価結果のフィードバックと改善の取組がなされている。

なお、前回の認証評価における指摘事項の改善に関しては、平成22年4月16日開催の教育研究評議会

佐賀大学

における「昨年度受審した大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価において、改善を要する点として指摘を受けた①研究科の入学定員超過率の是正及び②学生用図書の一層の充実」を踏まえ、それぞれ改善策を講じ、2つの事項ともに改善している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念・目的及び学部・研究科の学科・専攻等ごとの目的は、入学希望者向けに作成した大学案内のほか、学生便覧、各学部・研究科の履修の手引等の冊子体及び大学ウェブサイトに掲載・公表することにより周知を図っている。大学の職員・学生に対しては学生便覧を配布し、また、新規採用の教職員に対し、新任教員説明会等で説明している。特に新入生に対しては、学生便覧及び各学部・研究科の履修の手引等の冊子を配布し、オリエンテーションで大学の目的及び各学部・研究科の教育理念や教育目標について説明している。大学志願者、高等学校教諭、学内外での進学説明会及びオープンキャンパスへの参加者に対しては大学案内を配布し、大学及び各学部・研究科の教育理念・目的等を広報している。また、大学ウェブサイトの大学案内及び各学部・研究科のオリジナルウェブサイトにおいて、それぞれの理念・目的等を紹介し、社会に広く公表している。さらに、平成 27 年 3 月から、大学ポートレートにおいて、大学の教育研究上の目的や特色等の情報を公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学ウェブサイトの各学部・研究科のトップページにそれぞれ「三つの方針」バナーを設け、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を掲載し、学内外に公表するとともに、各学部・研究科の履修の手引に同方針を掲載し、学生及び教職員に周知を図っている。

また、入学者受入方針は、大学ウェブサイトの「受験生の方へ」バナーから入る「学部入試「求める学生像」」においても掲載し、学内外に公表するとともに、各学生募集要項、入学者選抜要項や大学案内等にも記載し、教職員、大学志願者、高等学校等に配布している。さらに、オープンキャンパスや高等学校に出向いての「ジョイントセミナー（出前授業）」（平成 26 年度、51 校、派遣教員数延べ 146 人）で説明しており、平成 26 年度のオープンキャンパス及びジョイントセミナーの参加者はそれぞれ 5,367 人、6,044 人に及んでいる。また、高等学校教員等対象大学入試説明会（九州管内県庁所在地 8 地区で開催、約 240 人の教員が参加）、「九州地区国立大学合同進学説明会」（福岡、熊本）のほか、県内及び近隣各県の高等学校におけるアドミッションセンターによる大学紹介を通じて周知を図っている。

平成 26 年 4 月入学者に対する入学者受入方針の認知度に関するアンケートでは、「少しだけ知っていた」を含めると約 60%の学生が入学までに認識している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される各公表事項は、大学ウェブサイトにおいて、「教育情報の公表について」として整理し、公表している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定される課程認定における情報も、大学ウェブサイトにおいて、「教職課程における情報の公表について」として整理し、公表している。なお、教員の教育研究活動等に関する情報として、教員基礎情報・研究成果は、英語でも公表している。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定される組織、業務、財務等に関する情報についても、大学ウェブサイトにおいて法定情報として公開している。

平成 23 年 8 月から「佐賀大学の取り組み」として、特色ある教育研究等の取組成果を積極的に学内から情報収集して大学概要及び大学ウェブサイトです社会に対して分かりやすく発信している。大学ウェブサイトのトップページにバナーを設置して分かりやすく閲覧者を誘導するとともに、コンテンツを教学・教育、学術研究、社会貢献、業務・運営等に分類し、学長の年頭のキーワードをはじめ、全学的な取組のほか各学部・研究科の特色・強み等を 3 か月ごとにコンテンツを更新し発信している。また、最新情報の発信のみならず過去のコンテンツもアーカイブとして残し閲覧できるようにするなど、ステークホルダーの様々なニーズを想定した構成としている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 23 年 8 月から「佐賀大学の取り組み」として特色ある教育研究等の取組成果を積極的に学内から情報収集して大学概要及び大学ウェブサイトです社会に対して分かりやすく発信している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 佐賀大学

(2) 所在地 佐賀県佐賀市

(3) 学部等の構成

学部：文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部

研究科：教育学研究科（修士課程）、経済学研究科（修士課程）、医学系研究科（修士課程・博士課程）、工学系研究科（博士前期課程・博士後期課程）、農学研究科（修士課程）

関連施設：

<教育研究関連施設等> 産学・地域連携機構、アドミッションセンター、キャリアセンター、国際交流推進センター、全学教育機構、附属図書館、美術館、保健管理センター、文化教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・教育実践総合センター、医学部附属病院・地域医療科学教育研究センター・先端医学研究推進支援センター・看護学教育研究支援センター、農学部附属アグリ創生教育研究センター

<共同利用・共同研究拠点> 海洋エネルギー研究センター

<学内共同教育研究施設等> 総合分析実験センター、総合情報基盤センター、低平地沿岸海域研究センター、シンクロトロン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部6,092人、大学院872人

専任教員数：562人（附属病院、附属学校を除く）

助手数：4人

2 特徴

(1) 沿革と構成

本学は、平成15年10月に旧佐賀大学と旧佐賀医科大学が統合して新たに佐賀大学として発足し、平成16年4月、国立大学法人佐賀大学として再出発した。前身である旧佐賀大学は、昭和24年に、文理学部と教育学部からなる新制佐賀大学として設置された。その後、昭和30年には農学部が、昭和41年には経済学部及び理工学部（文理学部を改組）がそれぞれ設置され、統合前には、文化教育学部（平成8年に教育学部を改組）、経済学部、理工学部及び農学部の4学部・4研究科で構成されていた。

一方、旧佐賀医科大学は、政府の医師不足解消及び無医大県解消政策の一環として昭和51年に医学科のみの単科大学として発足した。平成5年には看護学科が設置され、1学部・1研究科で構成されていた。

現在の佐賀大学は、上記の5学部・5研究科を備えた総合大学で、旧佐賀大学を継承した本庄キャンパスと医学部・医

学部附属病院が所在する鍋島キャンパスの2キャンパスからなっている。

平成22年度に、工学系研究科及び農学研究科をそれぞれ改組するとともに、低平地研究センター及び有明海総合研究プロジェクトを母体とした低平地沿岸海域研究センターを設置し、平成23年度には、全学教育機構及び国際交流推進センターを設置した。

平成24年度に、海浜台地生物環境研究センターと農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センターを統合再編した農学部附属アグリ創生教育研究センターを新たに創設し、平成25年4月には、入学定員の見直しを伴う経済学部の改組を実施した。

(2) 特徴

1) 佐賀の地域において高等教育を担う総合大学

本学は、5学部・5研究科を備えた総合大学として、県内はもとより、隣接する福岡県、長崎県など九州各地からの入学生が大半（90.4%）を占め、地域の学生に対して幅広い高等教育を提供している。特に、佐賀県内の5大学及び放送大学佐賀学習センターとともに設立した「大学コンソーシアム佐賀」により、県内の高等教育の普及を図っている。

2) 研究教育拠点を広く地域に展開

海洋温度差発電など海洋エネルギーの活用を研究し、平成22年度から共同利用・共同研究拠点の認定を受けた海洋エネルギー研究センター（本庄キャンパス、伊万里市及び沖縄県久米島町）、有明海などの沿岸海域や低平地の環境を研究する低平地沿岸海域研究センター（本庄キャンパス）、「佐賀の大学」を象徴する地域学歴史文化研究センター（本庄キャンパス）、地域医療の教育研究拠点として国立大学で初めての医学部附属地域医療科学教育研究センター（鍋島キャンパス）を持ち、地域に密着した研究教育を進めている。また、シンクロトロン光応用研究センターが、佐賀県立九州放射光施設（鳥栖市）を中心に、九州地区の大学など諸機関と連携して研究教育を進めている。

3) 地域社会との連携

「佐賀県における産学官包括連携協定」（6者協定）を佐賀県や産業界などと結び、地域社会との連携協力事業を実施している。また、平成24年4月に産学官連携推進機構と地域貢献推進室を統合再編した産学・地域連携機構を通して、本学の創出した知的財産の社会への還元を推進している。

医学部附属病院では、教育実習及び卒後臨床研修センターとしての機能に加えて、1日平均940人の外来患者、509人の入院患者を診療している。

4) アジアの知的拠点

本学には、全学生の2.9%に相当する205人の留学生在学し、アジアを中心に156校と学術交流協定を締結しており、アジアの知的拠点として国際社会への貢献を目指している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、佐賀県内で唯一の国立大学として、国立大学法人法第1条に示す国立大学の設置目的「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」の使命を果たすため、本学の基本理念として、次のように佐賀大学憲章を宣言している。

佐賀大学憲章

佐賀大学は、これまでに培った文、教、経、理、医、工、農等の諸分野にわたる教育研究を礎にし、豊かな自然溢れる風土や諸国との交流を通して育んできた独自の文化や伝統を背景に、地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を目指して、ここに佐賀大学憲章を宣言します。

■魅力ある大学

目的をもって生き活きと学び行動する学生中心の大学づくりを進めます

■創造と継承

自然と共生するための人類の「知」の創造と継承に努めます

■教育先導大学

高等教育の未来を展望し、社会の発展に尽くします

■研究の推進

学術研究の水準を向上させ、佐賀地域独自の研究を世界に発信します

■社会貢献

教育と研究の両面から、地域や社会の諸問題の解決に取り組みます

■国際貢献

アジアの知的拠点を目指し、国際社会に貢献します

■検証と改善

不断の検証と改善に努め、佐賀の大学としての責務を果たします

また、佐賀大学憲章に基づく「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015）」を指針として、以下の取り組みを基本的な目標として設定している。

1 魅力ある大学づくりに向けて

活気に満ちた魅力ある大学づくりを確かなものとするため、すべての構成員の英知を結集するとともに、人的資源を活かした大学の総合力を最大限に発揮できる大学づくりを目指す。

2 学生の成長と未来を支える教育

教育先導大学として佐賀大学独自の教養教育システムを創出し、際立つ個性と豊かな知性・感性を身に付け、現代社会の動向を的確に捉えてリーダーシップを発揮するプロフェッショナルを育成する。

3 「明日の社会」を創造する研究

各分野の基礎的・基盤的研究を礎にして、地域及び社会の要請や発展に貢献する特色ある研究を組織的に展開し、世界に発信していくことを目指す。

4 地域・国際社会の発展を支える知的拠点として

地域社会、国際社会の発展を「知」の発信と「人づくり」で支えていくための知的拠点の形成を目指す。

本学は文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部からなる総合大学であり、各学士課程、各大学院

課程の特性を發揮しつつ、教育の調和的融合を求めながら、学生の教育にあたっている。以下に各学部独自の目的を示す。

<学士課程>

文化教育学部の目的

学校教育課程，国際文化課程，人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し，各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え，特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

経済学部の目的

経済学・経営学・法律学を柱として社会科学上の知識と教養を授け，経済社会における問題を分析し解決できる人材を育成することを目的とする。

医学部の基本理念

医学部に課せられた教育・研究・診療の三つの使命を一体として推進することによって，社会の要請に応える良い医療人を育成し，もって医学・看護学の発展及び地域包括医療の向上に寄与する。

理工学部の目的

幅広い教養と科学・技術の専門的な素養を持ち，社会の広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。

農学部の目的

農学及び関連する学問領域において，多様な社会的要請にこたえうる幅広い素養と実行力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

<大学院課程>

教育学研究科の目的

初等中等教育において指導性を發揮しうる高度の専門的学術を授け，理論と実践の研修を通して，学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

経済学研究科の目的

経済学及び経営学・法律学の教育・研究によって幅広い視野と豊かな応用力を培い，知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。

医学系研究科の理念

医学・医療の専門分野において，社会の要請に応える研究者及び高度専門職者を育成し，学術研究を遂行することにより，医学・医療の発展と地域包括医療の向上に寄与する。

工学系研究科目的

理学及び工学の領域並びに理学及び工学の融合領域を含む関連の学問領域において，創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者等，高度な専門的知識・能力を持つ職業人又は知識基盤社会を支える深い専門的知識・能力と幅広い視野を持つ多様な人材を養成し，もって人類の福祉，文化の進展に寄与することを目的とする。

農学研究科の目的

地域社会及び国際社会の発展に必要とされる農学上の諸課題を解決する能力，高い倫理意識及び国際的視野を有し，多方面において先端的・応用的・実用的な能力を發揮し，活躍できる創造性豊かな高度専門職業人を養成することを目的とする。

(各課程・学科・専攻の目的等は、別添資料にも添付)